

地域研究交流

Vol.34 No.1 (NO.99)

《特集寄稿》 「民間活力によるエリアマネジメントの広がり」

《巻頭言》

● 始まったエリアマネジメントと地方シンクタンク

青山 公三（一般社団法人 地域問題研究所 理事長

（全国エリアマネジメントネットワーク 監事、京都市立大学 名誉教授）

《特集》

● 『官民連携まちづくり』支援の取り組み

鹿子木 靖（国土交通省都市局まちづくり推進課 官民連携推進室長）

● 「広島駅周辺地区まちづくり協議会」によるエリアマネジメントの取組

吉田 実（公益財団法人 中国地域創造研究センター 主任研究員

（広島駅周辺地区まちづくり協議会 事務局）

《協議会事業紹介》

- ・ 論文アワード2018
- ・ 第31回地方シンクタンクフォーラム



2019年3月

地方シンクタンク協議会発行

目次

《巻頭言》	「始まったエリアマネジメントと地方シンクタンク」	
	一般社団法人 地域問題研究所 理事長	青山 公三 …… 1
	(全国エリアマネジメントネットワーク 監事、京都府立大学 名誉教授)	
《特集寄稿》	「民間活力によるエリアマネジメントの広がり」	
	「『官民連携まちづくり』支援の取り組み」	
	国土交通省都市局まちづくり推進課 官民連携推進室長	鹿子木 靖 …… 2
	「『広島駅周辺地区まちづくり協議会』によるエリアマネジメントの取組」	
	公益財団法人 中国地域創造研究センター 主任研究員	吉田 実 …… 7
	(広島駅周辺地区まちづくり協議会 事務局)	
《協議会事業紹介》		
	論文アワード2018受賞論文	
	総務大臣賞「スマートインフラセンサ利用研究活動の紹介	
	～地方創生を支えるインフラ構造物維持管理プラットフォームの構築に向けて～」	
	一般財団法人 関西情報センター 事業推進グループ マネジャー	
		澤田 雅彦 …… 10
	優秀賞「スポーツコミュニティによる防災力向上に関する一考察」	
	公益財団法人 福岡アジア都市研究所	八角 剛史 …… 19
		山田 美里
		菊澤 育代
	優秀賞「沖縄と台湾の経済交流活性化に向けて～台湾・沖縄フォーラム活動報告～」	
	一般財団法人 南西地域産業活性化センター 調査第2部研究員	與那覇徹也 …… 26

《巻頭言》

始まったエリアマネジメントと地方シンクタンク

一般社団法人 地域問題研究所 理事長 青山 公三
(全国エリアマネジメントネットワーク 監事、京都府立大学 名誉教授)



2018年6月に地域再生法の一部改正が行われ、「地域再生エリアマネジメント負担金制度」が創設された。我が国でもようやく本格的なエリアマネジメントが国の法律によって制度化された。

これまでの我が国におけるエリアマネジメント的な活動は、古くからあった商店街振興に関わる活動と、近年では2002年に制定され、比較的大きな都市の中心市街地で展開されてきた「都市再生特別措置法」に基づく都市再生事業や、2012年に都市再生事業の中に創設された「都市利便増進協定制度」による活動などがあった。

また、主に大都市の都心では、こうした法律・制度によらないエリアマネジメント活動が地域の任意の協議会活動のような形で各地に生まれてきた。2000年代に入ってからである。

今回の「地域再生エリアマネジメント負担金制度」は、エリアを構成する利害関係者が、一種の受益者負担金を役所に納め、その資金を地域の利害関係者で組織する団体に還元し、地域の活性化に活用する仕組みである。これはわが国では初めての試みである。本格的なエリアマネジメントの時代が始まったと言えよう。

もともと、このエリアマネジメントの原型はカナダのトロントで1970年に始まったBIA (Business Improvement Area) にある。それがアメリカに飛び火して、BID (Business Improvement District) と名前を変え、ニューヨークでの成功をきっかけに、80年代後半から90年代、にかけて、急速に全米で広がった。そしてさらに21世紀に入り、イギリス、ドイツなど、ヨーロッパ諸国や南アフリカにも広がり、日本にも波及してきた。

日本の各地では、上記でも述べたように、大都市の中心市街地を中心に、任意組織でのエリアマネジメントが進められてきた。しかし、何とか新しい動きを作り出そうと、2014年4月に上記で挙げた都市再生事業も含む現存の制度を巧みに組み合わせ「大阪市エリアマネジメント活動促進条例」がスタートした。

この条例は、当該エリアを構成する資産の保有者達から、一種の受益者負担金を行政が(強制的に)徴収できるようにした。その徴収した負担金を当該エリアの資産保有者達が作る法人(エリア

マネジメント法人)に還付し、その法人が地区活性化のために様々な事業を行うというものである。

仕組みの枠組みは米国のBID制度に近いが、エリアマネジメント団体が還付された資金を使って事業できるのが地区内のハードな施設(都市利便増進施設)にしか利用できない。イベントなどソフトな賑わいづくりや、地区内循環バス等には利用できないことが問題であった。

一方で、国が創設した「地域再生エリアマネジメント負担金制度」では、主にソフト事業には活用できるが、基本的にはハード事業には活用できない。ハード事業は都市再生事業という既存の枠組みで進めようというのが国の狙いであるようだ。

また、この負担金制度がスタートする前から全国各地でエリアマネジメントの動きが高まり、2016年7月に各地でできていた協議会などのエリアマネジメント組織の横断的な組織「全国エリアマネジメントネットワーク」(通称全国エリマネ)が設立された(約40のエリマネ団体が参加)。

これまでの全国エリマネの活動は国内外のエリアマネジメントの情報共有と、国土交通省が所管する都市再生特別法に関わる都市再生推進法人などとの交流、そしてエリアマネジメント団体に対する調査活動を行ってきた。

このような経過をたどって、我が国のエリアマネジメントは進んできたが、今後はさらに具体的に、制度的、計画的な検討が進んでくるものと想定される。その際に重要となるのが、エリアマネジメント団体を運営する専門的な人材の育成、確保と、具体的に制度、計画を練り上げていく人材の育成・確保であると考えられる。

特にこの後者の人材育成・確保は地方シンクタンクにとって重要な役割であると考えている。我が国におけるエリアマネジメントはこれまでどちらかといえば大都市中心であったが、「地域再生エリアマネジメント負担金制度」は、地方都市でも地域の合意さえ得られればすぐにでも実施できる可能性を持っている。その意味で、地方のシンクタンクがその合意形成プロセス、エリマネ団体の運営、活動内容等の面で重要な役割を果たして頂くことを期待したい。

『官民連携まちづくり』 支援の取り組み



国土交通省都市局まちづくり推進課 官民連携推進室長 鹿子木 靖

1. 官民連携まちづくりの潮流

「官民連携まちづくり」という言葉は馴染みが無いかもかもしれませんが、これまでに無かった考え方やアプローチ、体制による民間主導のまちづくりが全国に広がりつつあります。

エリアマネジメントは、様々な施策で来訪者・住民へのサービス向上などを通じてエリアの価値向上に取り組めます。リノベーションまちづくりは、空き家の利活用を連鎖的に展開し、新たなビジネスの創出とエリアの再生を目指します。公園、河川、道路等の公共空間を活用した賑わいづくりも広がっており、行政が施設を再整備して活用を促す事例も見られます。

これらの活動では、民間も公益的なまちづくりへのコミットを強く意識するようになっていきます。ビジネスとして、楽しみとして、また、自己実現の機会を感じながら生き生きと取り組むプレイヤーが全国で生まれています。街を経済効率だけでなく自分達の生活に取り戻す、あるいは家族や仲間との時間を大切に、人間性回復のムーブメントの要素を感じることもあります。そして活動の成果として新たな創業・雇用や、家賃・地価の上昇、歩行者数・滞在時間の増加など、明確な効果を生んでいる地区も見られます。

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもの。(平成19年度～)
★指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待

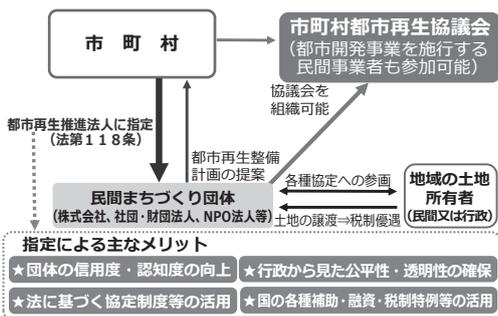


図1 都市再生推進法人制度の概要

2. 官民連携まちづくり推進のための国の取り組み

行政としても地域の様々な課題に対応するには単独では立ちゆかず、民間との連携が欠かせません。国も今こそ官と民が連携したまちづくりを推進していく必要があると考えており、地域を支援する様々な取り組みを進めています。

(1) 民間のまちづくり活動を促す制度

民間が主役のまちづくりの取り組みを行政が応援できるように、公共空間活用の為の規制緩和や、活動を促す仕組みづくりを行っています。ここでは都市再生特別措置法(以下、同法。)を活用した官民連携まちづくり支援の仕組みを説明します。

『都市再生推進法人制度』は、同法により市町村がまちづくりのパートナーとなるまちづくり会社等を指定するものです。まちづくり会社等は指定によりいわば公的なお墨付きを受けるとともに、法に基づく権限や財源措置が利用できる等、様々なメリットを受けられます(図1～3)。

同じく同法に基づく、道路等の『特例占用制度』

指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
H23.12.9	札幌市	札幌大通まちづくり 株式会社	H29.7.7	岐阜市	柳ヶ瀬を楽しいまちにする 株式会社
H24.3.2	富山市	株式会社 まちづくりとやま	H29.10.4	さいたま市	一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮
		株式会社 飯田まちづくりカンパニー	H29.10.10	東京都港区	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント
H24.3.30	飯田市	特定非営利活動法人 南信州おひさま進歩			特定非営利活動法人 砂山パンマツリ
		特定非営利活動法人 いいだ応援ネットイデア			特定非営利活動法人 愛福会
H24.5.28	川越市	株式会社 まちづくり川越			株式会社 紀州まちづくり舎
H25.4.18	福井市	まちづくり福井 株式会社			株式会社 sasquatch (サスカッチ)
H25.9.3	千代田区	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	H29.12.26	和歌山市	一般社団法人 みんとしよ
		秋葉原タウンマネジメント 株式会社			株式会社 真田堀家守舎
H25.9.25	牛久市	牛久都市開発 株式会社			株式会社 ワカヤマモリ舎
H25.12.27	草津市	草津まちづくり 株式会社			株式会社 宿坊クリエイティブ
H26.1.14		一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター	H30.1.29	和歌山市	ユタカ交通 株式会社
H26.2.14	柏市	一般財団法人 柏市まちづくり公社	H30.2.20	大津市	株式会社 まちづくり大津
H26.3.31		一般財団法人 柏市みどりの基金	H30.2.22	名古屋市中区	栄ミナミまちづくり 株式会社
H26.7.29	大阪市	一般社団法人 クラフフロント大阪 TMO	H30.3.23	豊田市	一般社団法人 TCCM
H27.3.9	東海市	株式会社 まちづくり東海	H30.3.26	大船渡市	株式会社 キャッセン大船渡
H27.3.20	長浜市	えきまち長浜 株式会社	H30.5.11	渋谷区	一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント
H27.3.26	新宿区	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会	H30.6.24	静岡市	一般社団法人 草薙カルテット
H27.6.2		一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会	H30.10.1	川口市	川口都市開発 株式会社
H27.6.24	千代田区	一般社団法人 日比谷エリアマネジメント	H30.10.5	春日井市	高蔵寺まちづくり 株式会社
H27.7.15	むつ市	田名部まちづくり 株式会社	H30.10.26	合志市	株式会社 こうし未来研究所
H28.1.14	仙台市	一般社団法人 荒井タウンマネジメント	H30.11.1	水戸市	株式会社 まちみどろ
H28.6.30	目黒区	株式会社 ジェイ・スピリット	H30.11.27	東京都港区	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント
H28.7.12	さいたま市	一般社団法人 美園タウンマネジメント	H30.12.18	前橋市	公益財団法人 前橋市まちづくり公社
H28.9.1	桜井市	桜井まちづくり 株式会社	H30.12.28	多治見市	多治見まちづくり 株式会社

図2 都市再生推進法人一覧 (2018年12月末時点)

■ 計画の提案

項目	概要
都市再生整備計画の作成等の提案	都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案することができる。(都市再生推進法人のみが提案可能) 都市再生推進法人が実施しようとしている事業を、自らの発意により公的な計画である都市再生整備計画に位置付けることが可能となり、円滑な事業の推進につながる。(都市再生特別措置法第46条の2)
都市計画の決定等の提案	都市再生推進法人は、自らの業務として公共施設の整備等を適切に行うために必要な都市計画の変更を市町村に提案することができる。(都市再生特別措置法第57条の2)

■ 協定への参画

項目	概要
都市利便増進協定への参画	土地所有者等とともに、まちの魅力を高めるための多様な施設(都市利便増進施設)の一体的な整備又は管理に関する協定を結ぶことができる。(土地所有者等以外では、都市再生推進法人のみが参画可能) 施設の整備やイベント開催等を含む施設の管理を円滑に実施しやすくなる。(都市再生特別措置法第74条)
低未利用土地利用促進協定への参画	市町村又は都市再生推進法人等は、低未利用土地の所有者等と協定を締結して、都市再生整備計画に記載された居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。(都市再生特別措置法第80条の2)
跡地等管理協定への参画	市町村又は都市再生推進法人等は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内で跡地の所有者等と管理協定を締結して、当該跡地等の管理を行うことができる。(都市再生特別措置法第111条)

■ 税制特例・財源支援

項目	概要
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	立地適正化計画または都市再生整備計画に基づき都市再生推進法人が実施する都市開発事業、誘導施設等の整備に関する事業、低未利用土地の利用等に関する事業等のために土地等を譲渡した場合の、土地所有者に対する税制特例(軽減税率、1500万円特別控除)。土地の所有者に対して譲渡に係るインセンティブを付与し、都市再生推進法人が都市開発事業等の用に供する土地等を取得しやすくすることで、円滑な事業の推進につながる。
立地誘導促進施設協定における課税標準の軽減	立地誘導促進施設協定に基づき整備・管理する公共施設等(道路・広場等)について、都市再生推進法人が管理する場合、固定資産税・都市計画税の課税標準が2/3に軽減される(5年以上の協定では3年間、10年以上の協定では5年間)。
都市環境維持・改善事業資金(エリアマネジメント融資)の活用	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う、地方公共団体に対する無利子貸付制度。都市再生推進法人のうち、一般社団法人・一般財団法人が貸付の対象となる。
まちづくりファンド支援事業(民都機構による支援)の活用	資金を地縁により調達し、住民等によるまちづくり事業への助成等や、まちづくり会社への出資を行う「まちづくりファンド」に対し、民都機構が出資又は資金拠出による支援を行う制度。都市再生推進法人は平成27年度創設のクラウドファンディング活用型において、まちづくりファンドの組成主体になることができる。
民間まちづくり活動促進・普及啓発事業の活用	先進団体が実施する、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する制度。都市再生推進法人だけが、都市利便増進協定、都市再生(整備)歩行者経路協定又は低未利用土地利用促進協定に基づく施設整備に対する補助を受けることができる。
国際競争力強化・シティセールス支援事業の活用	特定都市再生緊急整備地域における官民による大都市の国際競争力強化への支援制度。都市再生推進法人は、補助対象事業のうち「計画作成支援」において事業主体となることができる。
都市安全確保促進事業の活用	都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺における官民による大都市の帰宅困難者対策への支援制度。都市再生推進法人は、補助対象事業のうち「計画作成支援」において事業主体となることができる。

■ その他

項目	概要
市町村都市再生協議会の組織	都市再生推進法人は、都市再生整備計画・立地適正化計画の作成や実施に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。(都市再生特別措置法第117条)
誘導施設に係る都市再開発法の特例	立地適正化計画に位置付けられた誘導施設を整備する都市再生推進法人であれば、公募によることなく保留床等を取得することができる。(都市再生特別措置法第104条の2)
市町村や国等による支援	都市再生推進法人は、国及び市町村並びに民間都市開発推進機構から、情報の提供や助言等を受けることができる。(都市再生特別措置法第122,123条)

図3 都市再生推進法人のメリット

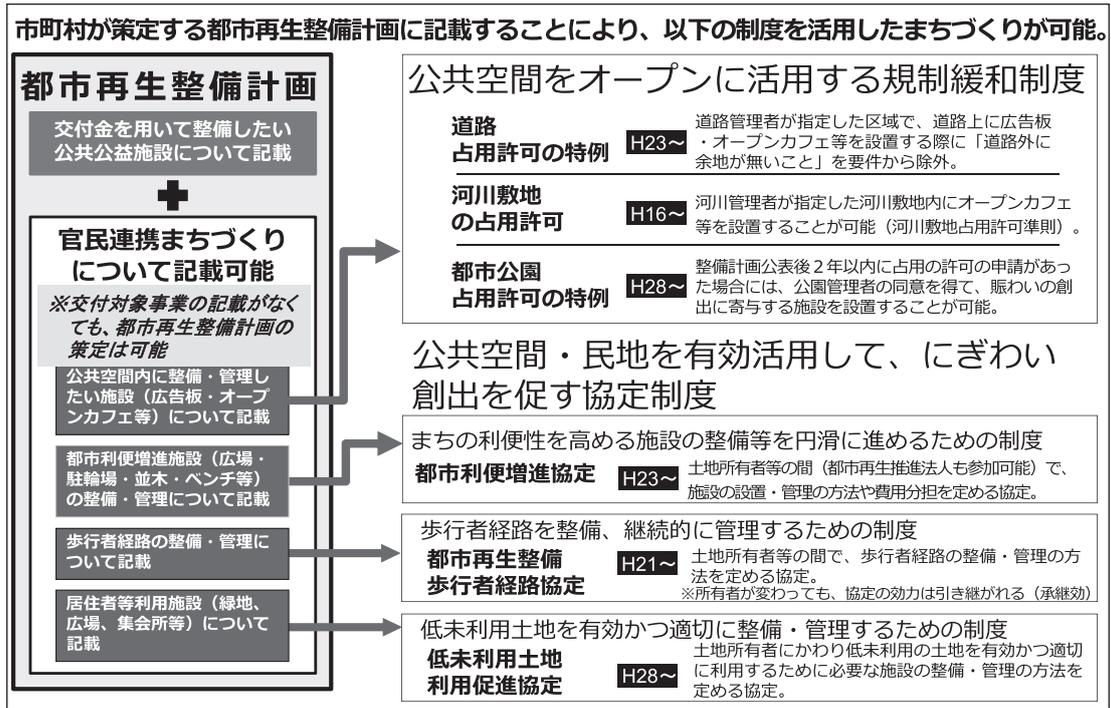


図4 都市再生整備計画をベースとした官民連携まちづくりの制度

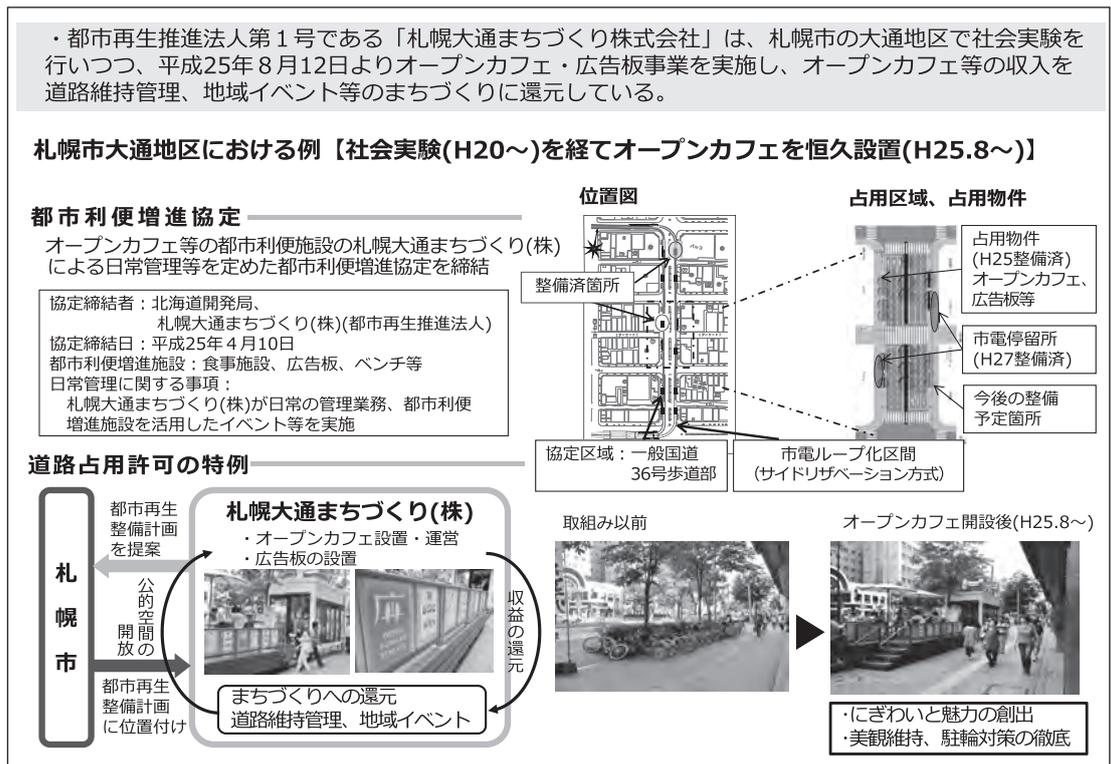


図5 官民連携まちづくり制度の活用事例（札幌市）

の活用事例も増えています。これは民間団体の道路、公園等占有によるオープンカフェや広告板等の設置をスムーズにする為の規制緩和の制度です。

また、関係者が協定を結び、役割分担しながら民地を含めて公共的空間を創出・活用する為の制度も活用が進んでいます。例えば『都市利便増進協定』は、地権者や都市再生推進法人が協定を結

ぶもので、広場やベンチ、広告板等のまちの施設や空間を民間主導で管理する際に有効です。これらの各制度は、地域の官民連携まちづくりの取組みについて記載する都市再生整備計画を市町村に作成いただくことが前提となっています(図4、5)。

なお、同法の活用については、実務担当者が実践的に使えるよう、各種制度や事例を詳細に解説

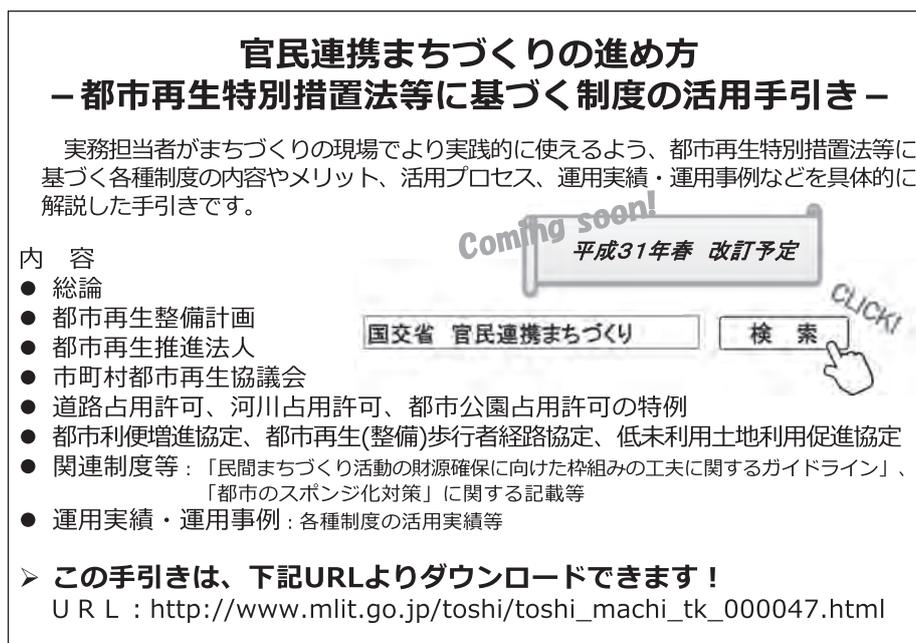


図6 都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き

した『手引き』を作成、公開しておりますので、ご活用下さい（図6）。

(2) 財政的な支援

民間の取組みを財政的に支援するものとしては補助金や出資制度があります。国土交通省の支援制度をいくつか紹介すると、例えば『民間まちづくり活動促進・普及啓発事業』は、まちづくりの社会実験費用や、まちづくりの先進的な取組みやノウハウを全国展開することに使用できる補助制度です。民間都市開発推進機構（民都機構）を通じて実施する『クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務』は、クラウドファンディングを活用した民間のまちづくりの取組みに、民都機構と地方公共団体が共同で拠出したファンドから補助するものです。

また、『都市・地域交通戦略推進事業』は、交通広場、駅の自由通路等の交通施設をパッケージで支援する制度ですが、2019年度からは道路空間の新たな活用に繋がる社会実験や歩行空間の整備、道路上の電源設備や給排水施設の整備等を補助対象に追加するとともに、補助金の交付先として都市再生推進法人等を追加する予定です。

『国際競争力強化・シティセールス支援事業』は大都市を中心に外国企業を呼び込む等の為、地域の国際競争力を向上させるハード、ソフトの補助制度ですが、2019年度からは既存施設のリ

ノベーションによるスタートアップ企業の支援施設を補助対象に追加するとともに、中枢中核都市（都市再生緊急整備地域）を交付先に追加する予定です。起業が活発であることも、エリアの価値向上に大きく寄与すると考えています。

出資制度は、民都機構の『マネジメント型まちづくりファンド支援業務』があります。これは民都機構が地域金融機関と連携してファンドを組成し、一定のエリア内のまちづくり事業にファンドから出資するものです。これは遊休不動産の活用をエリア内で活性化させる、リノベーションまちづくりの応援などで使い勝手が良いと思います。

(3) 各種情報提供や情報交換の場の提供

官民連携まちづくりに取組んでいる、若しくは取組もうとしている自治体や民間への情報提供や、現場の課題や知見を共有する交流の場づくりにも力を入れています。

例えば例年であれば2月頃に全国の都市再生推進法人が集まる交流の場を設けたり、やはり2～3月頃に各地方整備局等のブロック毎で行政と民間の関係者が参加するセミナーを開催しています。会員の学識経験者やエリマネ団体が共同で勉強会やシンポジウムの開催などを行う『全国エリアマネジメントネットワーク』等とも連携し、取組みを推進しています。

3. 民間のまちづくりを応援する自治体の 取り組み

民間が何か新しいまちづくりの取り組みを始めようというときには行政の支援が重要です。民間のまちづくりを応援するため、工夫を凝らす自治体も増えてきました。

例えば沼津市は、民間からのワンストップ相談窓口となる担当課とともに、各部局横断でプロジェクトチームをつくって全庁で民間の取り組みをバックアップしています。

神戸市は職員が報酬を得て副業としてまちづくり等の地域貢献活動に従事することを推奨しています。地域のまちづくりの担い手不足に対応するとともに、近年の働き方改革のコンセプトにも通じるところがあります。

秋田県はコンパクトなまちづくりのため、土地利用の規制・誘導と、官民連携まちづくりによるまちのコンテンツの充実を車の両輪と考え、自治体職員の研究会や、民間の方を含めた官民連携まちづくりの講習会、ワークショップ等に力を入れています。

その他の事例は国交省のホームページにまとめているのでご参照ください。

(<http://www.mlit.go.jp/common/001274272.pdf>)

4. 官民連携まちづくりの推進に向けて

官民連携のまちづくりを進めるにあたり、行政も民間も、お互いの立場を良く理解し、文字通りよく連携する必要があります。行政は民間にとって経営的視点やスピードが重要であることをよく理解する必要があります。行政の支援の姿勢が民間の活動の生産性を大きく左右すると言っても言い過ぎではないでしょう。

また、民間側もその活動が地域にどんなインパクトを与えるかということについて意識し、いわゆるパブリックマインドを持つことが求められます。まちづくりにおける『官と民の連携』がうまくいっている地域とそうで無い地域では、例えば10年、20年後には地域の活力に大きな差がついているかもしれません。

皆さんの地域でも、民間主導のまちづくりの芽が生まれているかもしれません。皆さんがこうし

た取り組みの応援団になって頂き、それぞれの地域で官民連携のまちづくりが大きく育っていくことを願っています。

体設立までに時間がかかったことでメリットも生まれました。準備期間中に40回近くの会議等を開催し、関係者が顔を合わせる機会が多くあったことで、これまでなかった地区内の事業者同士のつながりができたという点です。エリアマネジメントの成果のひとつとして、地区内の絆やネットワークの形成が良く挙げられますが、広島駅まち協議会については、組織づくりの段階で、ある程度そのような成果を得ることができたと考えています。

また、エリアマネジメント活動の機運を高めるため、団体設立に向けた議論と並行して、いくつかの先行的なエリアマネジメント活動の実践を試みましたが、資金や実行主体などについて合意が得られず、清掃のようなボランティア的な活動以外は実現に至りませんでした。会議に参加して意見を述べることはできても、企業・団体として具体的な事業に参加するためには、根拠となる組織やルールが必要という意識が強く、事業者によるまちづくりでは、活動の積み重ねだけでなく、形から入ることもある程度必要であると感じました。

4. これまでの活動と今後の展望

広島駅まち協議会では、「ワクワクドキドキ 変わるエキマチ HIROSHIMA」をキャッチフレーズに、「おもてなしのまち」、「にぎわいあるまち」、「スポーツと健康のまち」、「安全・安心なまち」の4つの戦略を掲げ、賑わいイベントや清掃活動などに取り組むことにしています。また、広島駅の北側で先行して活動する「エキキタまちづくり会議」とも連携し、駅の南北での一体的なまちづくりにも取り組んでいくことにしています。

平成30年度は、以前より地区内の企業・団体で実施していた「広島駅周辺おもてなし一斉清掃」の継続実施や、賑わいづくりのための先導的な活動として、イルミネーションイベントを実施しました。また、広島駅まち協議会の活動を広くPRするため、ホームページ・フェイスブックの開設やロゴマークの作成にも取り組みました。ロゴマークは、大学と連携し、学生のデザイン案から会員の投票により決定しました。ホームページ・フェイスブックでは、広島駅まち協議会の紹介とともに、地区の様々な情報発信も行っていく予定です。

広島駅周辺は、これまで通過点としての役割が大きく、目的をもって訪れる場所としてのイメージが薄い地区です。今後は、活動の規模を徐々に拡大しながら、この地区ならではの取り組みを展開し、地区のブランド力を高めていきたいと考え

ています。

5. 課題とその解決に向けて

直面している課題として、「財源の確保」があります。広島駅まち協議会の活動財源は、会員企業からの任意の協力金・協賛金と行政からの負担金に頼っている状況であり、継続性の面で不安があります。継続的なエリアマネジメント活動には安定した自主財源の確保が不可欠であり、これを解決するための方法を考える必要があります。

そのひとつとして、公共空間を活用した収益事業の実施など、地区の資産を使って「稼ぐ」方法があります。多くのエリアマネジメント団体で実践されていますが、公共空間の活用には行政による規制緩和が不可欠であり、官民連携で検討していく必要があります。広島駅まち協議会においても、広島駅南口地下広場でのエリアマネジメント広告事業について、社会実験としての実施に向けた検討を進めているところです。

また、別のアプローチとして、参加する事業者による負担の拡大も考えられます。事業者によるエリアマネジメント活動は、本来、地域貢献ではなく、事業者が地域に対して投資し、それに見合う受益を得るという、受益と負担の関係が成り立つものです。一方で、広島駅まち協議会のようなできたばかりの団体では、目に見えるような受益を提供することが難しく、事業者の負担はどうしても地域貢献としての意味合いが強くなります。まずは身の丈に合った活動に取り組みながら成果を積み上げていき、受益と負担の関係の下で資金を循環させていく仕組みをつくることも必要だと考えられます。このような仕組みも、民間事業者のみで実現していくことは難しく、内閣府が創設した「地域再生エリアマネジメント負担金制度」の導入も視野に入れ、官民連携で検討していく必要があります。

全国各地のエリアマネジメント団体も、少なからず似たような課題を抱えています。一方で、それぞれの団体の置かれている状況や背景は様々であり、財源の確保に限らず、それぞれの地区の特性に応じた課題の解決方法が必要です。手法の普遍化は難しく、広島駅まち協議会においても、「広島型」の解決方法を検討する必要があります。当センターとしても、これまで様々なまちづくりに関わってきた知見を活かし、継続的なエリアマネジメント活動の展開を支援していきたいと考えています。

<募集テーマ>

NEXT 地方創生

Next Local Creation

地方シンクタンク協議会では、地域に根ざした視点を活かした提言を発信し、協議会のプレゼンス向上を図ることを目的に、『論文アワード』を創設しております。2018年度は、「NEXT 地方創生」をテーマに募集を行い、応募論文の中から、総務大臣賞ならびに優秀賞を選出いたしました。受賞論文をご紹介します。

<総務大臣賞について>

総務省における地方創生、地域活性化への取組の方向性に鑑み、『論文アワード2018』において総務大臣表彰の申請を行い、認可を頂いたものです。

【受賞論文】

総務大臣賞

「スマートインフラセンサ利用研究活動の紹介

～地方創生を支えるインフラ構造物維持管理プラットフォームの構築に向けて～

一般財団法人関西情報センター 事業推進グループ マネジャー 澤田 雅彦 氏

優秀賞

「スポーツコミュニティによる防災力向上に関する一考察」

公益財団法人福岡アジア都市研究所 八角 剛史 氏

山田 美里 氏

菊澤 育代 氏

優秀賞

「沖縄と台湾の経済交流活性化に向けて～台湾・沖縄フォーラム活動報告～」

一般財団法人南西地域産業活性化センター 調査第2部研究員 與那覇徹也 氏



「論文アワード2018」表彰式 (2018.11.30 倉敷国際ホテル)

【論文アワード2018／総務大臣賞】

スマートインフラセンサ利用研究活動の紹介

～地方創生を支えるインフラ構造物維持管理プラットフォームの構築に向けて～

一般財団法人 関西情報センター 事業推進グループ マネジャー 澤田 雅彦

1. はじめに ～地方創生基盤としての インフラ構造物～

日本は、少子高齢化による労働人口減少や東京への一極集中の加速により、地方は今のままでは人が住める環境・サービスを提供できなくなり、街として成り立ちえない厳しい未来を突き付けられている。この大きな社会課題への対応として、将来にわたって活力ある地方を維持する地方創生を謳い、まち・ひと・しごと創生総合戦略¹⁾の推進のスタートが平成26年に切られた。4つの基本目標の中の一つに、「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」ことが挙げられている。具体的には、都市のコンパクト化や、老朽化する橋梁等のインフラストックの戦略的な維持管理推進が挙げられている。

つまりは、地方におけるインフラ構造物は、真の意味での地方創生及び今後の新たな展開を考える際に欠くことのできない、文字どおり創生・発展の「基盤」となるのである。

一方、地方における現況をみると、橋梁やトンネルなどの土木インフラ構造物は高度成長期に多く作られ、50年余が経過し、経年劣化や事故・自然災害が多発しており、その維持管理の重要性や負荷の増大に悩まされ始めている。地方自治体は日本の全橋梁の87%を管理している(図1a)が、その加速度的な老朽化と維持管理体制の維持に、予算不足・人材不足という極めて深刻な課題を突き付けられている。このままでは、通行止めの道路橋梁の急増や、事故・災害の多発を招く事態となる可能性が大きい。

このような状況下においては、予算や人材のより効率的な運用を図り、新たな地方創生の基盤となるインフラの維持管理と社会資本の新たな充実・整備に寄与する仕組み作りが喫緊の課題となっている。

こうした問題意識に基づき、一般財団法人関西情報センター²⁾(以下、KIIS)は、ICT/IoT技術の普及促進のための諸活動を行ってきている中で、前述の地方創生、特に地方都市における老朽化インフラ対策への貢献を図り、安全安心な街をつくり維持するため、センサやIoT、ロボット等による点検効率化や予防保全での長寿命化を目指す研究およびそうした仕組み作りを目指し、地方自治体が管理するインフラ維持管理データの共同利用を実現するインフラ構造物維持管理IoTプラットフォーム(以下、スマートインフラIoTプラットフォーム)の構築に向けた活動を開始することとした。

2. スマートインフラセンサ利用研究会の 立上げ

KIISにおいては、このプラットフォームを実現するタスクフォースとして地方自治体・土木業界のニーズ/シーズ企業・行政・大学のマルチステークホルダによる「スマートインフラセンサ利用研究会」³⁾(座長：矢吹信喜 大阪大学大学院教授)を平成27年度に立上げるとともに、その具体的な議論・研究、実証実験等を進めるために、

- 1) センサコードとデータモデル標準案の検討、
- 2) スマートインフラセンサポータル構築、
- 3) 新センサ技術・AIを活用した維持管理システム

の3つのWGを順次設置し活動を進めた。^{4) 5)}

橋梁等のインフラ構造物は、日本においては1960年代を中心とする高度経済成長期に建設が急増しており、図1bのように築後50年を超える老朽化が急速に進展することになる。トンネル事故や集中豪雨等の災害多発の事態もあり、国土交通省により安全確保のため5年に1度の近接目視点検が平成26年度より省令化され義務づけられた。前述したように、少子高齢化や財政悪化の状

況から、特に地方自治体において予防保全による長寿命化、点検・維持管理費用の削減、熟練者不足への対策が喫緊の問題となってきた。最近IoT・センサ・ロボット・AIやCIM (Construction Information Modeling/Management) ⁶⁾ により、土木構造物の設計・施工・保全等の各プロセスにおいて統合的に活用することが研究・開発され始めている。

KIIS が本研究会を平成27年に立ち上げた当初
管理者別橋梁数

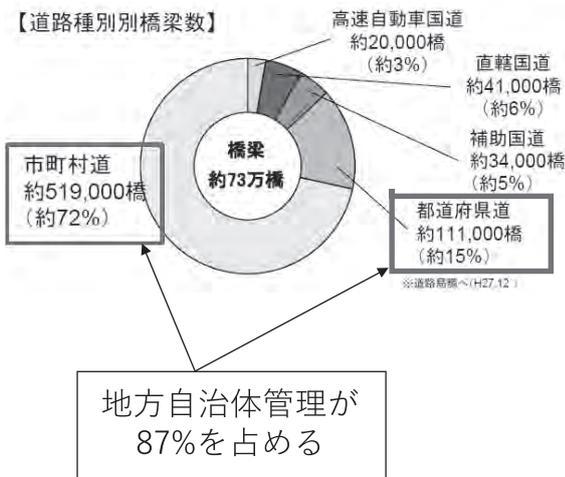


図1a 道路種別橋梁数

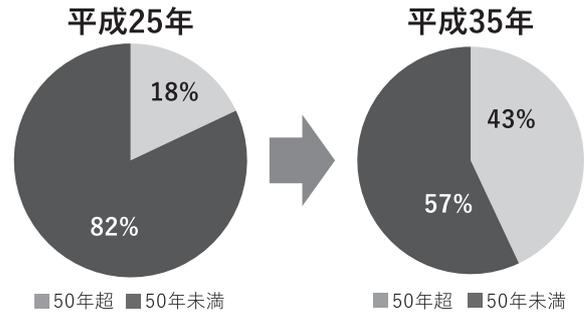


図1b 建設後50年以上を経過する橋梁の割合、
出展：国土交通省

は、センサ利用がまだ疑問視されていたり、センサメーカーの土木業界への関心が薄く、ニーズ・シーズが乖離している状況であった。また、維持管理に関する各種情報は現場での紙媒体での点検帳票や図面が多く、国・自治体等のインフラ施設管理者毎に管理されて、施設管理者間の共同利用の必要性も意識が低い状態であった。しかしながら、将来インフラ構造物にセンサが大量に組み込まれ、施設管理それぞれに独自にセンサコードが付与された場合、センサ出力データ (ビッグデータ) 利活用が非常に困難になってくる。このため、

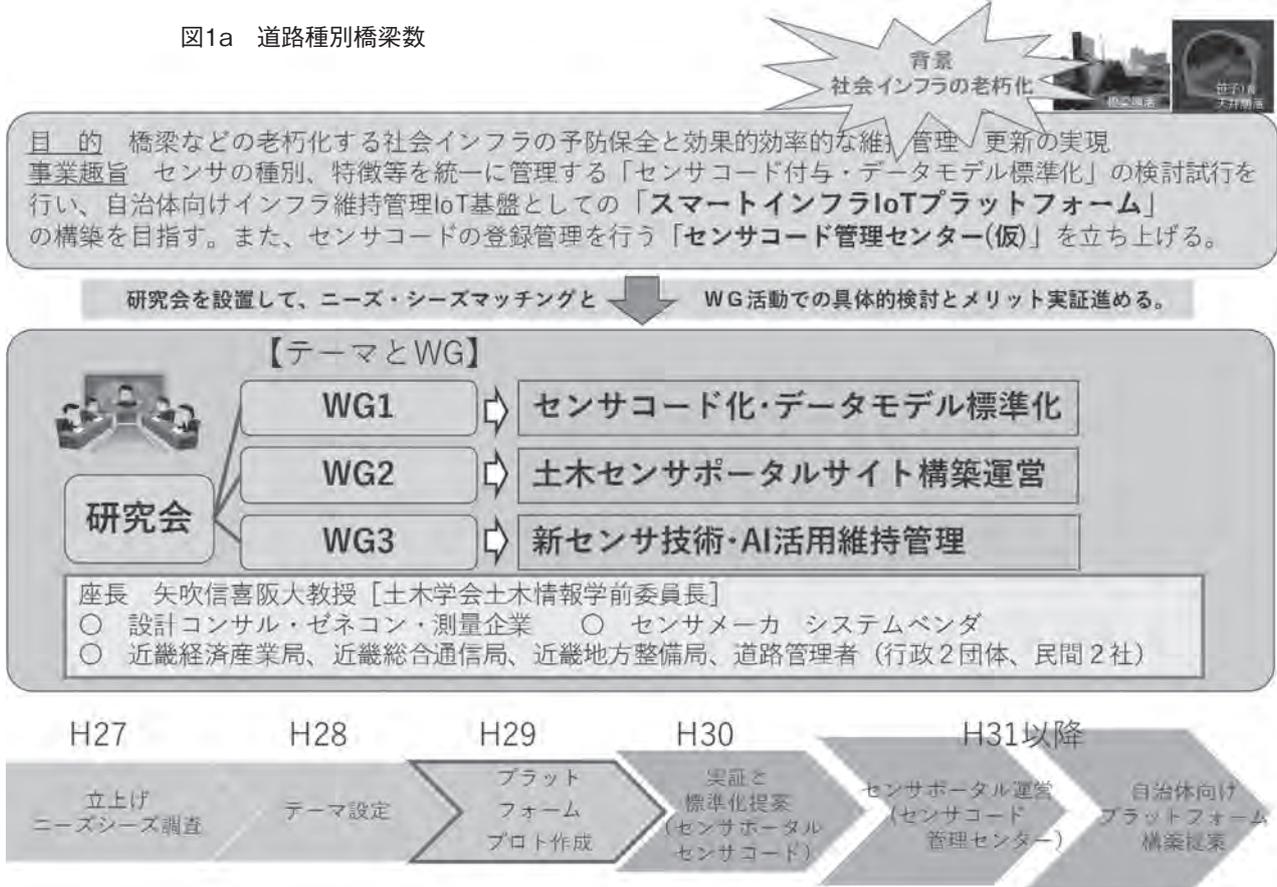


図2 スマートインフラセンサ利用研究会の目的と推進体制

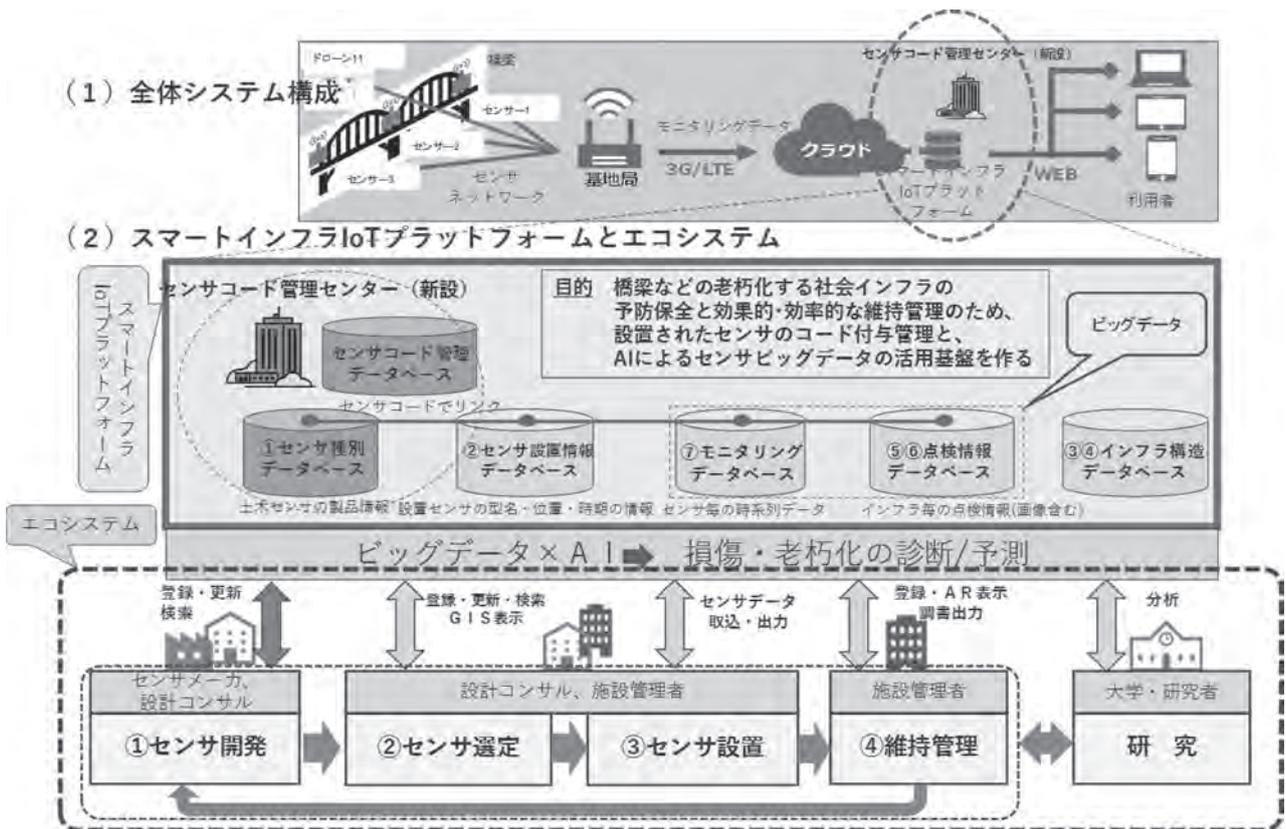


図3 センサのコード・データモデルによるプラットフォームとエコシステム

複数の事業者でも管理できるよう共通したセンサコードを利用したデータモデルと、そのためのセンサのコード化を検討が必要であると考えた。

本研究会は、土木分野でのICT活用を研究する大阪大学大学院工学研究科教授矢吹信喜座長のもとで、土木設計コンサル・施工・測量会社、センサメーカー、システムベンダ、国・自治体等の行政や高速道路管理会社、および関連活動機関として（当時）土木情報学委員会センサ利用技術小委員会の体制で開始した。その後、趣旨に賛同し参加いただく企業・研究機関の方が多くあり、当初の16団体・機関でスタートしたが、平成29年度末で26団体・機関に増加している。

この研究会の活動により、図3のようにスマートインフラIoTプラットフォームを中心に、インフラ構造物維持管理のエコシステム（センサ開発・選定・設置・維持管理）作りを目指す。また、ニーズ・シーズの調査や具体的なテーマの検討の議論の中で、長寿命化のための予防保全以上に、点検（5年に1回の近接目視）支援ニーズが喫緊の課題として挙がっていて、地方自治体で悩みが大きい事態も浮かび上がってきた。

このプラットフォームが多数の施設管理者に使

用され、その情報・データが共同利用可能な形で集約されている必要がある。また、閲覧者の登録管理を行って、適正な人にその閲覧権限を与える仕組みも必要と考える。このプラットフォームの利用により多くのメリットを享受できることになる。

3. 研究会WG活動による研究テーマ推進

上記のスマートインフラIoTプラットフォームを構築するため、3つのテーマに分解し、3つのWG（図4）においてその検討と実証実験を推進した。

まず、WG1は「センサコードとデータモデル標準案検討」を進めている。目視点検や維持管理業務の効率化を進めるために、インフラ維持管理情報基盤を作り、近い将来の点検・維持管理の姿を示すことを目指している。

実際、大阪大学矢吹研究室にて、インフラ構造物維持管理に関する情報基盤として、図3の4つのデータベース実現するデータモデルを検討している。センサコードで紐付けられ、リレーショナルなモデルとなっている。センサコードは型名単位と設置個体単位を考えている。標準化について

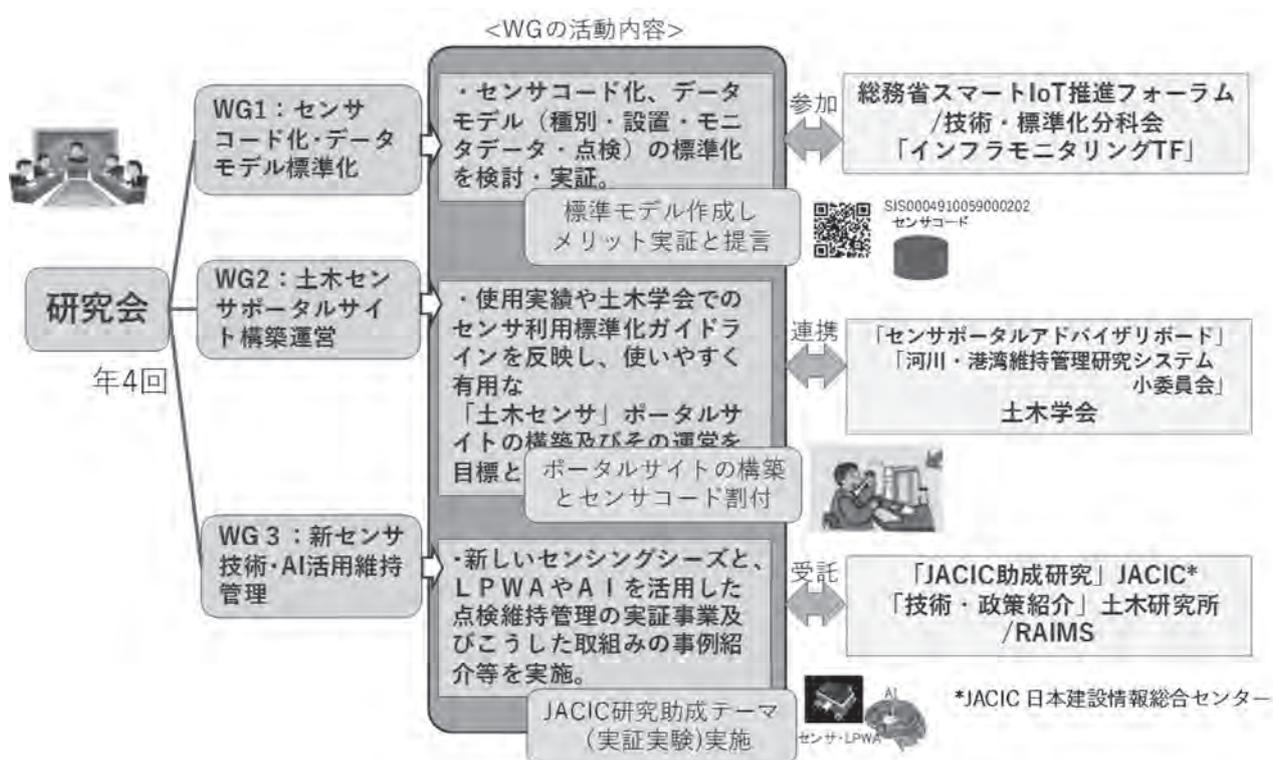


図4 3つのWG活動

は、総務省のスマートIoT推進フォーラムの技術・標準化分科会に昨年度できたインフラモニタリングタスクフォースに参画し、センサ情報モデルの国際標準化を進める中で、本研究会で行っている標準化検討を紹介し提案もはじめている。

次にWG2は「土木センサを対象にしたポータルサイト（以下、スマートインフラセンサポータル）の構築」を目指している。土木構造物へのセンサ利用を進めるため、土木センサの情報を集約したスマートインフラセンサポータルの構築運用化を進め、センサの企画研究開発や設計利用に資するものを目指す。土木センサ利用技術の標準化⁷⁾を検討してきた土木学会土木情報学委員会との連携を協議し、平成30年度よりアドバイザーボードに参画いただいている。

3つ目はWG3で「a) 新センサ技術、b) AI活用点検・維持管理システム」の研究および実証実験を行う。土木構造物の点検・維持管理におけるセンサ活用のための新しい動きの調査研究を行うとともに、「構造物診断のためのIoT最先端通信技術（LPWA^{*1}）導入に向けた調査研究」を研究テーマとした実証実験を、一般財団法人日本建設

情報総合センター（以下、JACIC）からの研究助成金を受けて、WG3の中でLPWA調査研究グループ（リーダー：大阪大学大学院助教小泉圭吾、協力：大阪大学矢吹研究室、地球観測株式会社）を主体に実施している。実際の橋梁にセンサを設置し、IoT通信規格で広がりつつLPWAをインフラ構造物のモニタリングに適用導入した場合の実証評価を行う研究である。本研究会のメンバーの協力を得て行い、また、この実証実験で生成する各種情報・データをWG1およびWG2で検討しているスマートインフラIoTプラットフォームのデータベースやセンサコード、センサポータルに適用入力して、その実証評価を行うべく進めている。

4. センサコード化・データモデル標準化（WG1）

土木用のセンサデバイスや、関連するセンサネットワークやモニタリングシステムも含めて、それらの、製品名称、型名/型番、仕様、メーカー名、製品等のURLを情報内容とするポータルサイトを、スマートインフラセンサポータルと名付け、運用に供することを目指して構築を行っている。

*1 LPWA(Low Power Wide Area)、IoT用の低消費電力動作、広範囲をカバーする通信規格とサービス

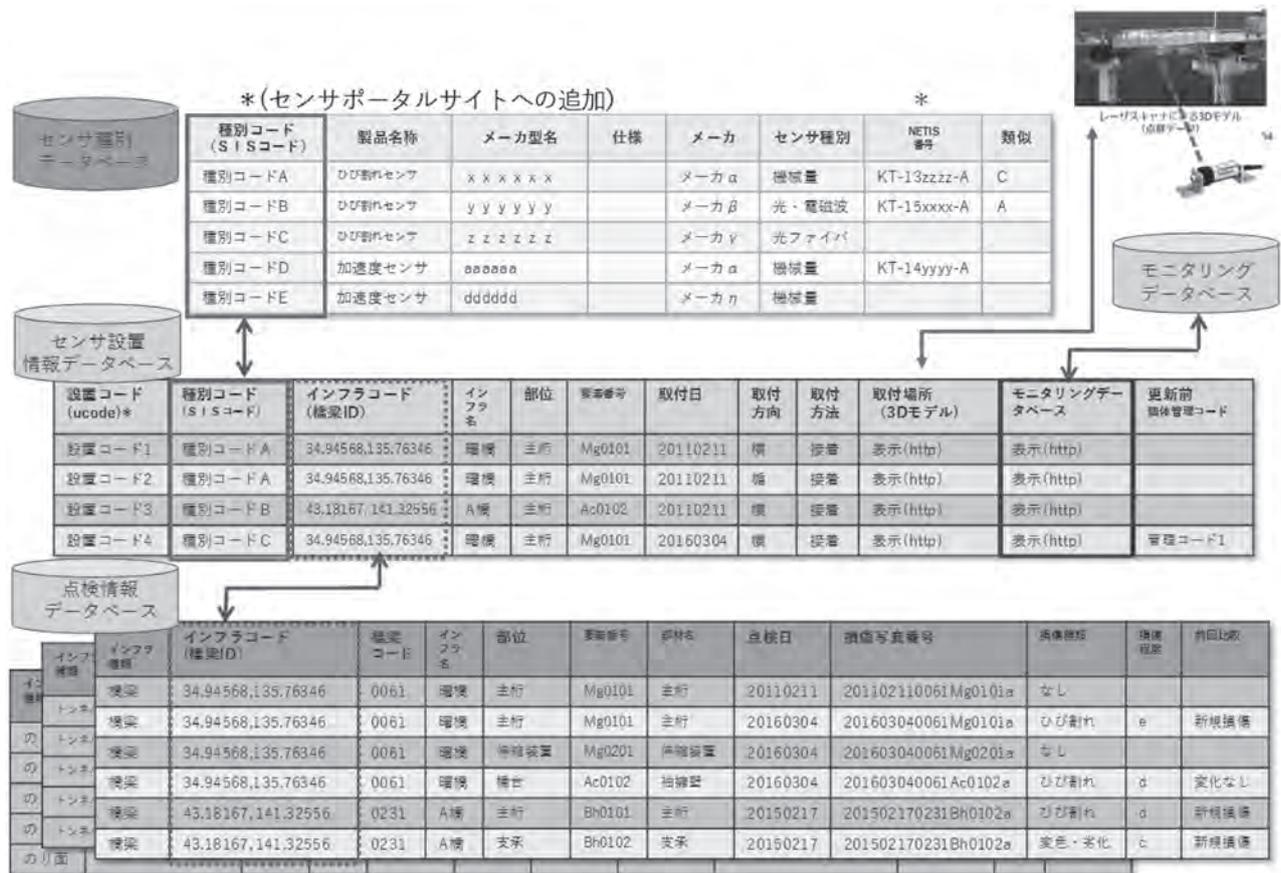


図5 維持管理データモデル

図3におけるデータベースは、図5の構成としている。この中で、センサ種別データベースはスマートインフラセンサポータルの中で、センサコード（種別 ID/SIS コード^{*2}）をキーに製品名称・メーカ型名・メーカ名・仕様・センサ種類・仕様等の項目で構成されている。センサ設置情報データベースはセンサコード（設置 ID）をキーにセンサの設置に関する情報（設置橋梁 ID、橋梁名、設置部位、取付日、取付方法、取付箇所、モニタリングデータ等）で、点検情報データベース他含めて各データベースがセンサコード等の ID コードで紐づけされている。前述したが、これにより、センサポータルで検索選定する場面で、その型名のセンサがどこでどう設置されて使用されているかが分かり、また、そのセンサのモニタリングデータの検索や、そのインフラの点検情報を手繰ることが可能となり、関係者に様々なメリットをもたらす。例えば、設計コンサルタント等はセンサ使用実績を参考に選定でき、施設管理者は、何か異常なモニタリングデータが出た

ときに、他のインフラでの同様の事象がないかをたやすく検索ができる。またセンサメーカは、フィールド基礎データを入手できるので次のセンサ開発に大いに役立てることができるであろう。さらにこれらの維持管理情報をビッグデータとして活用し、AIにより損傷や劣化の診断支援・要因分析・予測等の研究に寄与できる環境となると考える。

現在、データモデルを大阪大学大学院矢吹研究室において作成し、さらに実際の維持管理データを入力し検証を行っているところである。この中で、センサ種別データベースは、土木学会土木情報委員会のセンサ利用技術小委員会（当時）が先行して作ったセンサポータルの登録情報を参考に、本研究会のメンバ企業のセンサを追加し合計300超のセンサの登録を行った。

センサコードは、上述のとおり2種類考えており、型名単位の種別 ID (SIS コード)、および設置個体単位の設置 ID である。各センサデバイス割り付けているセンサコードについては、型名単位の種別 ID/SIS コードとして、図6に示すように64bit16桁の仕様案を検討した。事業者 ID

*2 SIS コード Smart Infrastructure Sensor Code

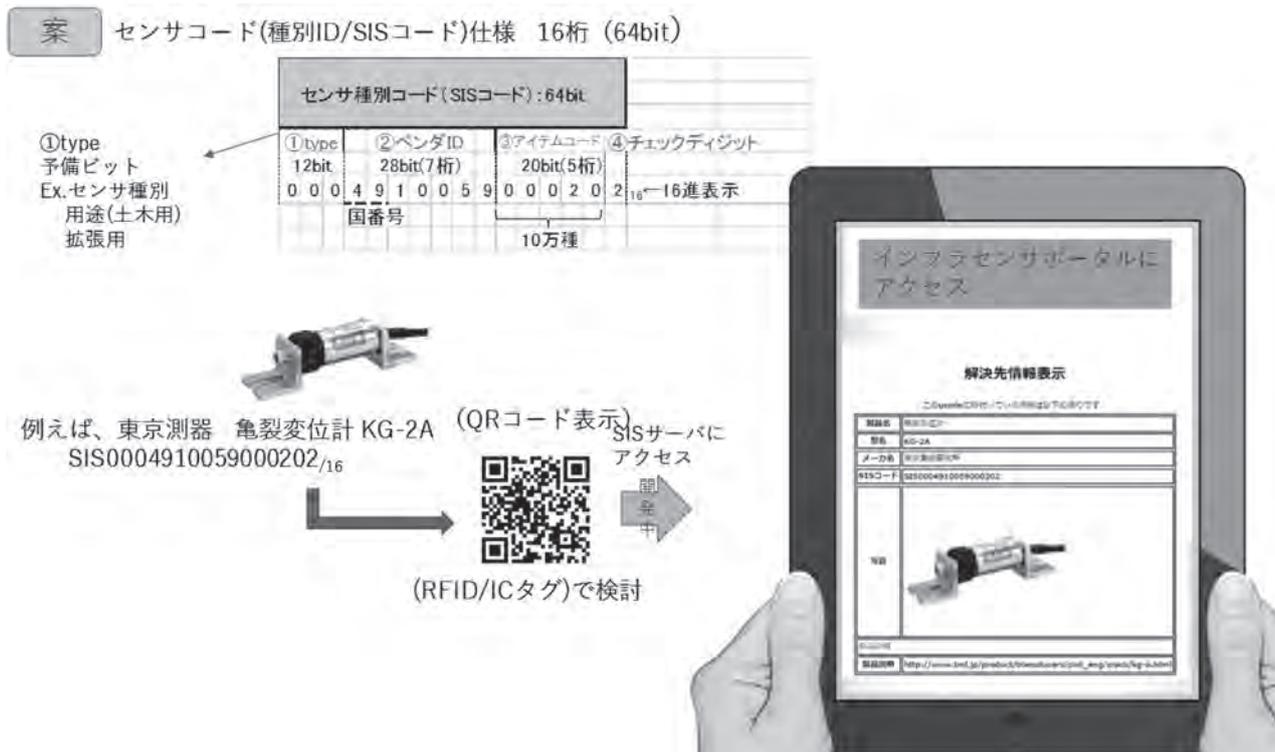


図6 センサコード (種別 ID/SIS コード)

(28bit 7桁) + アイテム ID (20bit 5桁) + CD (4bit 1桁) の先頭に、予備ビットとしてタイプ ID (12bit 3桁) の構成である。この種別 ID を



図7 センサコード (設置 ID)

QR コードや IC タグにしてアクセスし、センサ種別データベースを参照しセンサ情報を表示できる機能を検討している。

設置個体単位の ID (設置 ID) は、図 7 のように、センサの設置位置情報 (緯度、経度、標高) による国土地理院の場所情報コード⁷⁾⁸⁾ (128bit、32桁) を取得して利用する案を検討している。これも、タグにして、現場でアクセスしセンサ設置情報データベースを参照し設置情報を表示できる機能を検討する。後述する橋梁へのセンサ設置した実

証実験において、実際にこの設置 ID を国土地理院に申請し、場所情報コードを取得している。閲覧システムで、東大阪 JCT で検索するとセンサの設置が GIS 表示される。

5. スマートインフラセンサポータル構築 (WG2)

センサポータルは、センサ種別データベースに土木センサの製品情報を登録し、ユーザである設計コンサル・施設管理者・大学 / 研究機関がアクセス利用するポータルサイトである。その機能としては、設置するセンサの選定時に、仕様を検索しながら、類似製品の比較検討を行う機能を有するものを考えている。また、プラットフォームの他のデータベースにリンクを貼っていることで、そのセンサが設置されている橋梁やそのモニタリングデータ、その橋梁の点検情報を参照することができる。

その運用時にコード付与のプロセスとして、コード管理機関がセンサメーカーと間で図 8 のように④事業 ID の申請・付与、⑤センサコード届出で行う案を検討している。

現在、このセンサ種別データベースには、土木

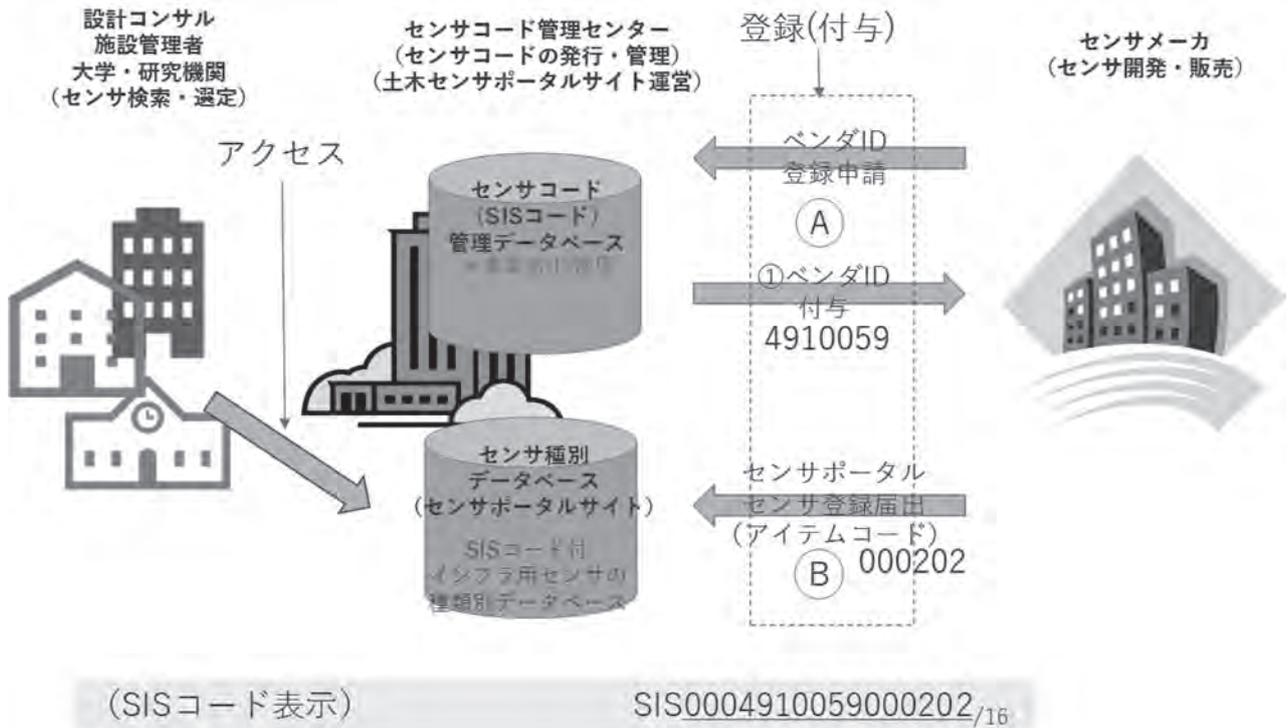


図8 センサコード付与・センサ登録のプロセス案

関係のセンサを300種を超えて登録中である。センサ利用標準化に取り組んできた土木学会（旧センサ利用技術標準化小委員会）に当初から参加いただきアドバイスをいただいているが、センサポータルアドバイザリボードを平成30年度に作った。その土木学会で基本検討されたセンサポータルの登録センサを参考にし、センサコードを割付け、さらに本研究会のメンバの製品を追加する形で登録を進めている。

スマートインフラセンサポータルの運用に向けては、その情報の価値が陳腐化しないよう最新センサデータの入手更新や最新関連情報の入手体制づくりを進め、また、長期計測を容易にする標準化を推進するため、土木学会と連携した「アドバイザリボードでセンサ標準化ガイドライン案」⁶⁾ 準拠度の情報付加の検討も行っていく協議を進めている。

6. 実証実験とプラットフォームの評価 (WG3)

WG3で行っている JACIC 研究助成の実証実験は昨年9月から今年10月まで実施予定で、実際に橋梁にセンサを設置し、LPWA でモニタリングデータを収集し、クラウド上のサーバで IoT プラットフォームに取り込むこと実証実験を行い、

複数種類の LPWA 規格の実用性評価を行うものである。まず最初に、いくつかの地方自治体（大阪府、兵庫県、箕面市）に課題を抱える橋梁のフィールド提供を相談し、提示していただいた対象橋梁の中から、現地調査した上で、交通量の多さと実験制約を勘案し、大阪府の春宮跨道橋（大阪中央環状線）を選定した（図9）。そこに図10に示すような構成と経路でセンサの信号をサーバに持ってくる構成になっている。9月から着手し、センサや複数の LPWA 方式の検討および兵庫県や箕面市にもフィールド橋梁の現地調査を実施した。5月～6月で設置し、7月～9月でモニタリング実証実験を進めている。この実験では、前述の目的に加えて、実験で得られるセンサの設置情報とモニタリングデータや、加えてフィールドの橋梁の構造情報・点検情報を入手し、図5のデータモデルに入力し、スマートインフラ IoT プラットフォームとしての評価検証を進めている。また、センサにはセンサコードを割付けてセンサポータルに登録し、QR タグ化して現場に貼り付けて、センサポータルへのアクセス実験を予定している。

センサデバイス・通信・フィールド提供・設置工事や3D計測・3Dモデリングなどについて、研究会のメンバを中心に多大な協力をいただき実施している。実際のセンサ設置や、3D計測を

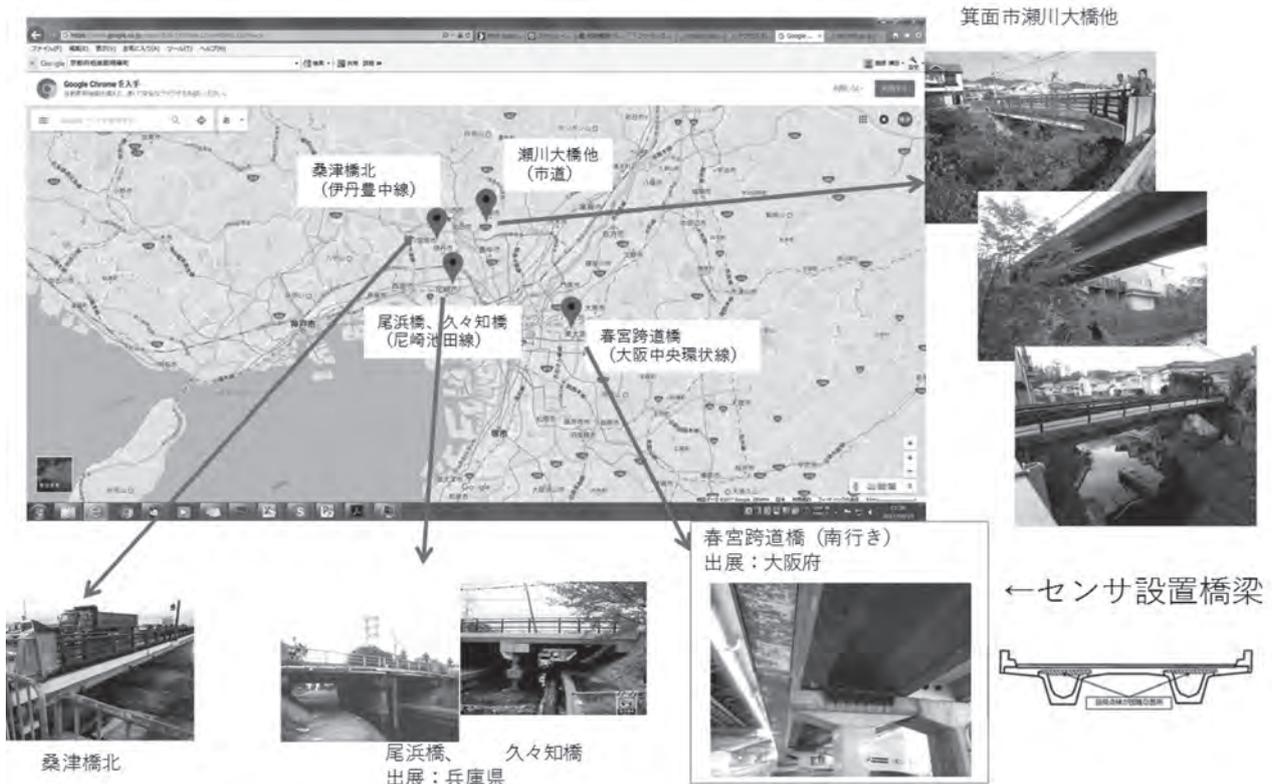


図9 橋梁フィールド候補地 (協力先 大阪府、兵庫県、箕面市)

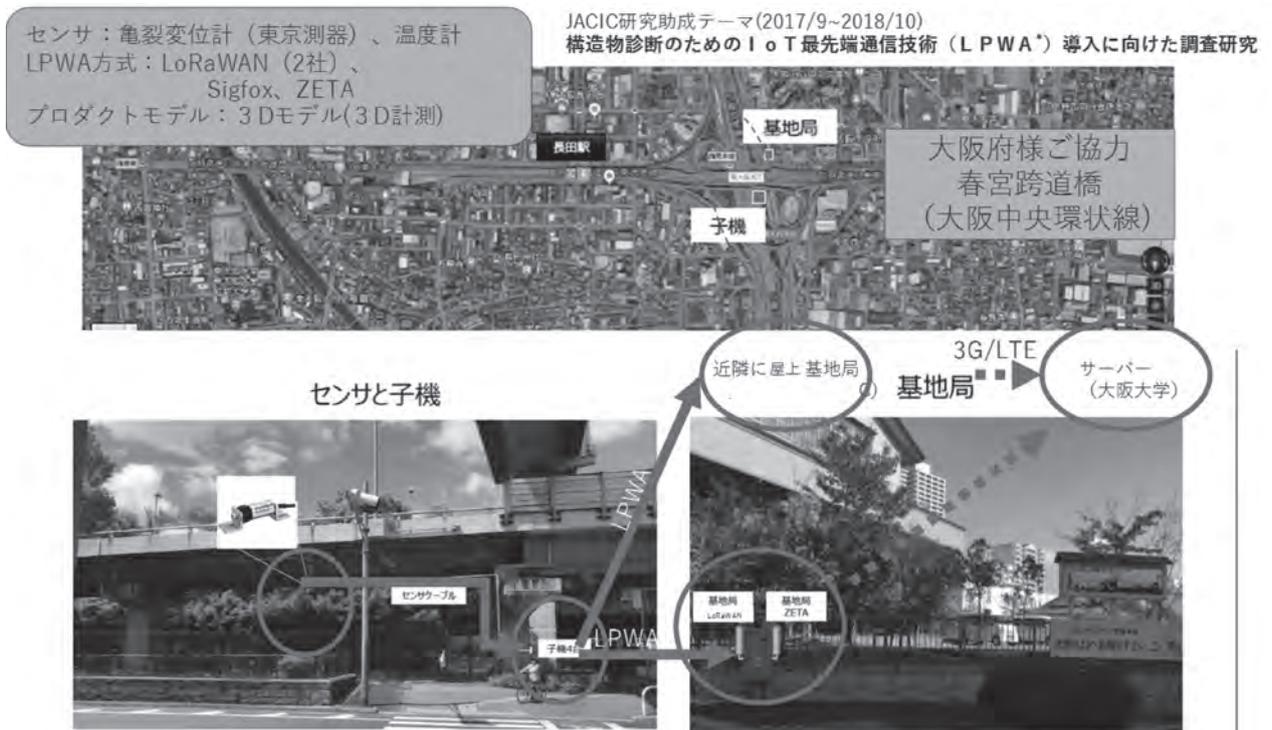


図10 センサおよびLPWAでのモニタリング実証実験の概要

行う場面に大阪府関係者にも立ち会っていただいたが、IoT/ICTやセンサの新しい技術を取り入れることについて、非常に高い期待感を実感した。

7. これまでの成果と今後の進め方

以上述べたように、スマートインフラIoTプラットフォームの構想およびプロトタイプ構築と実証評価を進めているが、現時点での成果は以下のとおりである。

- 1) センサコード化は、種別 ID (SIS コード) および設置 ID それぞれについてコード仕様案を策定した。

データモデルの構想設計に基づき、リレーショナルデータベースで標準モデルを作成した。

総務省のスマート IoT 推進フォーラムの技術・標準化分科会インフラモニタリングタスクフォースに参画し、センサコードとセンサポータル標準化検討を提案した。

- 2) スマートインフラセンサポータルとして、センサ製品情報300件以上を1) のデータベースのひとつであるセンサポータルテーブルに初期登録した。各センサには、1) のセンサコード (種別 ID/SIS コード) を付与してある。土木学会の有識者と「センサポータルアドバイザーボード」を連携設置して、センサポータル構築運営に向けた準備を進める。
- 3) 実証評価は、大阪府の協力のもと、主桁のひずみを設置したセンサで複数の LPWA 方式の機器を設置しモニタリングデータの送信および受信の確認を行った。送られてくるモニタリングデータと、関連情報であるセンサ設置情報や橋梁構造情報等を、スマートインフラ IoT プラットフォームに入力し、センサコード (設置 ID) を取得し、その検証評価を進める。

KIIS としてこの活動を強力に継続推進して、センサポータルの運営と、センサコードの登録認証のプロセスや管理機能を有する「センサコード管理センター」の設立を目指すとともに、スマートインフラ IoT プラットフォームをインフラ維持管理で費用コスト面や人材面での効率化適正化ニーズが非常に高い地方自治体への維持管理プラットフォームとして提案していくこととしている。

8. おわりに ～真の地方創生への基盤作りに向けて～

スマートインフラ IoT プラットフォーム構想の進展・実現により、各地方自治体においては、低予算で、かつ少ない人員でインフラ構造物の維持管理が可能になるものと考えている。多くの地方自治体に維持管理ビッグデータを共同利用する環境が形成できれば、AI (深層学習) を活用したイ

ンフラ構造物の健全度診断や維持管理計画の強力な支援となる。さらに、劣化事故や災害の危険度予測も可能になるはずである。これにより、地方にいる人々にとって、安全なインフラで交通や輸送を保証し、安心して住める・働ける地域社会を提供できる。出生率と相関性が高いといわれる交通や保育等のインフラの整備につながり、子育てをする場所を探す若い夫婦も好まれ暮らす人が増えることにつながるといえる。また、その地方に観光で来る人々にとっても、インフラ構造物の維持管理が出来ていない街よりも、安全安心な観光地としての魅力を創出出来ることにもなる。

こうした取り組みが、真の意味での次なる地方創生・発展の「基盤」になることを信じて、活動に拍車を掛けているところである。

謝辞

最後になるが、本研究会を進める上で、参加いただいている大学・企業・団体・行政の本研究会関係者と、特に大阪府および土木学会には多大なるご協力をいただいている。ここに感謝の意を表する。

《参考文献》

- 1) 内閣官房 まち・ひと・しごと創生総合戦略
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/panf_vision-sogo.pdf
- 2) 一般財団法人関西情報センター <http://www.kiis.or.jp/>
- 3) スマートインフラセンサ利用研究会」(2015~2017)
- 4) (一財) 関西情報センター機関誌 第157号 (2018年)
- 5) KIISフォーラム2018 2018年7月25日
- 6) 矢吹信喜: CIM入門ー建設生産システムの変革ー, 理工図書 (2016年1月)
- 7) 国土地理院場所情報コード <https://ucopendb.gsi.go.jp/ucode/>
- 8) トロンフォーラム/ユビキタスIDセンター <http://www.uidcenter.org/wp-content/themes/wp.vicuna/pdf/UID00010-1.A0.11.pdf>
- 9) 土木学会土木情報学委員会 (旧 センサ利用技術小委員会) 編 『社会インフラのためのセンサ標準化ガイドライン および運用の手引き案』 (平成28年9月)

【論文アワード2018／優秀賞】

スポーツコミュニティによる防災力向上に関する一考察

公益財団法人 福岡アジア都市研究所 八角 剛史 (福岡地域戦略推進協議会)

山田 美里
菊澤 育代

1. 背景

2016年の熊本地震、2017年の九州北部豪雨、2018年7月初頭の西日本豪雨と、直近3年を振り返るだけでも自然災害による大規模な被害が次々に発生している。著者らの居住する福岡都市圏においても警固断層が都市機能を麻痺させる地震を起こす恐れが指摘されている¹⁾。

こうした災害が起きた際に、自分の身を守り、家族、友人、周りの人達の命をいかに守れるか、のみならず、被災後、地域が自ら復興を推し進める耐力・復元力（レジリエンス）を高めるにはどうすべきか、ということがますます問われている。

これらの問いに対して、地域における自助・共助こそが、災害による被害を抑え、復興を加速させることが指摘されている²⁾。阪神淡路大震災後の調査においては、地震によって倒壊した建物から救出された人の約8割が家族や近所の住民らによって救出されたということが明らかにされた^{3) 4)}。

しかし、都市において、従来の自治会等の地域コミュニティを基盤とした自助・共助の実現は近年ますます困難になってきている。都市は、コミュニティのつながりが弱く、一時滞在者・訪問者・外国籍など多様な人口構成からなるという特性を持ち、これらが都市の災害時における脆弱性を一層高めている。福岡市の現状に目を向けると、自治会・町内会（以下、自治会等）加入率は89.1%（2015年）と他都市と比較して高い。例えば、横浜市74.1%（2017年）、札幌市70.8%（2018年）、仙台市81.9%（2015年）となっている¹⁾。

しかしながら、福岡市の自治会等の運営・活動にあたって、「活動への参加者が少ない」という課題を持つ自治会等の割合（61.0%）は住民に関する課題の中で最も高く、アクティブなコミュニティメンバーの少なさがうかがえる。また、自治会等が主催または共催している活動や行事と

して、「防災訓練」を挙げている自治会等は35.1%と低く、最も多い「清掃活動（80.8%）」に続く「資源物の回収（67.5%）」や「防犯パトロール（51.3%）」には及ばない。さらに、自治会等の会長の平均年齢が68.3歳であり、70歳以上の会長を代表者とする自治会等の割合は全体の46.9%であることや、なおかつ、運営・活動にあたっての課題として「役員のなり手が少ない（77.1%）」ことが最も高い割合で挙げられているⁱⁱ⁾。このように、自治会活動への参加者が少ないことや役員の高齢化は、コミュニティとしての防災力の弱さに影響を及ぼしていると考えられる。

行政の講じる防災対策が、地域において十分に活かされていないという現実もある。東北6都市の町内会調査を基にした研究では、地域のハザードマップの作成を行政に依存していること、また、そのことがマップの活用や有効性の認識を低下させていることが指摘されている⁵⁾。福岡市では、地盤の状況とそこで起こり得る地震の両面から地域の揺れやすさを震度として評価した「ゆれやすさマップ」を公開しているが、鐘江ら（2013）の実施した意識調査によると、その認知度は40.9%と半数に満たない⁶⁾。また、同調査において、「地域防災力の向上のための主体」について、行政主導を期待する声が46.0%とほぼ半数を占めている。コミュニティの主体的な防災活動が求められる一方で、こうした行政依存の姿勢は否定できない。自助・共助意識に基づく自発的な防災活動を促す仕組みが必要なのである。

そこで本稿では、こうした自助・共助意識の醸成、さらには災害時の住民の防災力を高める仕組みの検討において、スポーツコミュニティが持つ可能性に着目する。

スポーツと防災を組み合わせる論じる学術的なアプローチは限られているものⁱⁱⁱ⁾、「スポーツと人のつながり」、「人のつながりと防災」という

個別の関係性が明らかにされてきている（3.1で後述）。また、総務省による防災教育のねらいが、「備え」・「つながり」・「知識」の3点に要約されるように^{iv)}、体力的な「備え」および「つながり」にスポーツが寄与しうることが想定される。また、福岡市においては、野球、サッカー、ラグビー、バスケットボール等多様な競技のプロスポーツチーム、トップチームが存在し、都道府県別データにおいて、福岡県のスポーツ観覧率^{v)}が全国3位（26.1%）となるなど⁷⁾、人々がスポーツに親しむ機会の多さが特徴づけられる。

加えて、著者（八角）のプロスポーツ生活で得た経験がある。スポーツには、瞬間的な試行錯誤を他人に拘束されずに自分自身の判断で修正していく楽しみ、技術上達の喜び、可能性の追求と発見、それらに挑む楽しさが本質的に備わっている。また、対戦相手、仲間、その他関わる人との直接的、間接的関係の中で自分自身の振る舞いを決定していかなければならない。こうしたスポーツの特性と防災に必要な能力に親和性が高いと感じるのである。

2. 目的

スポーツではまず置かれた状況を理解し、適切な行動を決断していかななくてはならない。考える時間がある時もあるれば、一瞬ですべてを決断しなくてはならない時もある。瞬時に判断し瞬時の団結を生み瞬時に行動してこそ高い成果が生まれる。

災害時も一瞬の判断が生死をわける。想定の大変な災害において、次にどうすべきかの判断の為に状況をいち早く理解し、適切な行動の為に判断を行うという状況は、スポーツにおけるそれと共通するものがある。

以上のような問題意識を背景に、本稿では、スポーツコミュニティが非常時において防災コミュニティとして機能する可能性とその方策を提示する。

そのため、まず、スポーツおよびスポーツコミュニティの持つ可能性を明らかにする。次に、福岡市を例にスポーツコミュニティの防災コミュニティ化の可能性を検討する。さらに、災害時に必要な機能や能力を特定し、スポーツコミュニティが防災コミュニティとして活動するためのしくみ

について今後の展開方策を提案する。その過程において、被災体験のあるプロスポーツクラブ関係者4名に対し、インタビュー調査を実施し、防災時に発揮されるスポーツクラブの能力についての意見を求めた。

3. 防災におけるスポーツコミュニティの可能性

3.1 防災の備え「つながり」

スポーツコミュニティを防災コミュニティとして位置付けるうえで、なぜ自治会や町内会ではなく、防災に特化した防災組織でもなく、スポーツコミュニティなのかという疑問が予想される。

自主防災組織が主に自治会・町内会で担われている実態からも^{8 p194)}、災害時に中心的役割を担うのは自治会・町内会等の自治的コミュニティであることは広く認識されている。避難場所の決定、高齢者世帯の把握、準備の呼びかけ、住民間の連絡方法の決定等は、いずれも町内会の防災対策として挙げられる^{5 p53)}。さらに、鈴木榮太郎（1969）は、生活基盤を支えるのは自治的コミュニティであり、スポーツコミュニティのような親交的コミュニティは、アクセサリ的皮相構造でしかない指摘し⁹⁾、この指摘は、現在においても根強く支持されている¹⁰⁾。

他方、災害時における共助を高める上で、ソーシャル・キャピタルが及ぼす影響は大きい。パトナムによると、ソーシャル・キャピタルは、社会における「信頼」「規範」「ネットワーク」を含む要素から構成される¹¹⁾。しかし、ネット社会の現代、人と人、人と組織、様々な直接的関係が希薄化し、家族や近隣住民も含め、地域への帰属意識の低下とともにソーシャル・キャピタルの低下が憂慮される。ソーシャル・キャピタルが、地震による被害の大きさや人口密度、人材、経済的資本以上に、災害復興を加速させる要因となっているという指摘や¹²⁾、平時における住民間のネットワークが地域の潜在的な復興力に影響を及ぼすという指摘¹³⁾、共助の防災意識にネットワークおよび互酬性（相互扶助）の規範と呼ばれる地域行事や地域活動が影響するという指摘等²⁾、ソーシャル・キャピタルの災害時における影響が認められている。

そこで期待を寄せるのがスポーツコミュニティの存在である。自治的コミュニティが自治的機能の中心的役割を担うことは認めつつも、ソーシャル・キャピタルの形成にスポーツコミュニティの力が不可欠なのである。スポーツがソーシャル・キャピタルの形成に貢献しうること¹⁴⁾、スポーツが地域形成において重要な役割を果たすことは多くの論者により認められている¹⁵⁾。

伊藤・松村(2009)は、都市生活者の実践の「つなぎ」としてスポーツが位置付けられるという指摘(倉沢、2009)を受け、そこでいう「つなぎ」は、災害のような一時的な事象において人々をつなぐネットワークではなく、「場」を継承する日常的なネットワークを意味することを強調する¹⁰⁾。これを災害時に置き換えて考えると、ボランティアや避難場所での世話係の多くは、災害という非日常において初めて協同することに対し、スポーツコミュニティは、日常的に特定の場所(例えば公民館や体育館等)で活動する。この日常的つなぎ、すなわち、平時から活動を共にしているという状況が、災害時においても円滑な意思の疎通を実現する。

つまり、スポーツコミュニティは、ソーシャル・キャピタルに説明される「人」のつながりと、特定の場所において日頃から活動することによる「場」とのつながりという二つの「つながり」特性を持つ。

3.2 スポーツおよびスポーツコミュニティの持つ特性

表1 インタビュー項目

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時に活かされたスポーツクラブの能力 2. 災害後のクラブの安否確認のスピード 3. 災害後のクラブの活動および復興支援 4. 避難所での助け合い 5. 災害時のスポーツコミュニティの役割 |
|--|

スポーツコミュニティの特性が震災時にいかに発揮されるのかを探るため、震災を体験したプロスポーツクラブ関係者4名にインタビューを実施した^{vi)}。プロスポーツクラブは、地域のスポーツサークルと比べ組織性が強く、災害時のスポーツコミュニティとしての行動特性をより明確にできることから、インタビューの対象とした。インタビューは、次の5点を軸に回答を求めた(表

1)。結果、回答はいくつかの共通性を持ち、次の4つの要素に類別できた(表2)。

<判断力・行動力>

災害時に選手たちの自主的な支援行動についての意見を複数得た。支援活動等、クラブとしての方針が固まる前から選手らが自主的に行動を開始したとの報告から、個々人の判断力と行動力がうかがえる。

スポーツでは、あらゆる状況下で先を読み判断する事が必要であり、その先に失敗する可能性があるという危機察知をする能力が求められる。状況変化の繰り返しの中で判断、決断、問題解決をするための自己教育力が現場の判断力・行動力に繋がったと考えられる。

東日本大震災後の調査においても、「特に交友範囲の狭い若者では、部活動等を共にした仲間の存在が大き」く、また、「行動や優先順位の判断」にもスポーツでの経験が活かされたと松原(2011)は指摘する¹⁶⁾。

<集団意識>

インタビューでは、協調して行動することや、クラブメンバーのみならず地域の人々と共に復興に向かうという価値観の共有が確認された。スポーツでは、チームが勝利、敗北、成功、失敗を繰り返し、それを共有、共感するなかで同じ価値観が共有される。所属する

表2 災害時に発揮されるスポーツコミュニティの持つ特性

判断力・行動力	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の主体的な対応 ・安否確認のスピード ・指示に対する素早い動き
集団意識	<ul style="list-style-type: none"> ・集団行動意識による協調性 ・苦難を共に乗り越えようとする気持ち
他者配慮の精神	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の周りの人への目配り ・避難所にいる人たちへの声の掛け合い
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・物資、安否確認などの情報共有の円滑さ ・平時からクラブのコミュニケーションツールとして使用するSNS(ライン等)を使った安否確認

チームや同じスポーツを行う仲間の間に生まれる「集団意識」が被災した人々の間での一体感と

して現れたと考えられる。

室矢 (2007) は、「スポーツクラブがもつ地域コミュニティを形成する機能とは何か」という問いをたて、スポーツが「行う」だけでなく、「観る」、「サポートする」形で「アイデンティティ^{viii}」の確立・確認」に寄与すると唱えた¹⁷⁾。こうした共通のアイデンティティの確立は、災害時に必要な集団意識の確立に繋がると考えられる。また、インタビューでは、地域の人たちが、スポーツコミュニティに対しリーダーシップをとることを期待しているとの認識が示された。これは、スポーツコミュニティ内部に存在する集団意識のみならず、被災地域のコミュニティ全体としての集団意識の形成に対してもスポーツコミュニティの役割があると考えられる。

<他者配慮の精神>

避難時の周囲への目配りや避難している人々への声掛けは、被災者らが精神的余裕の持てない環境下において重要な要素と言える。地域の人との交流を通じて、クラブに所属する子どもたちが主体的に支援を行うようになったとの回答もあり、スポーツにおける他者を思いやる精神が確認された。被災後の生活において、自己の利益を先に考えるのではなく、他者への配慮を優先するという価値観は、被災地生活での二次的被害の減少や新たなコミュニティ形成に大きな役割を持つと考えられる。

スポーツにおけるこうした価値観について、アメリカの体育史家ヴァン・ダーレンは、自己犠牲の発達を「新体育」論の特徴の一つとして挙げる¹⁸⁾。日本においては1960年代以降進められた地域スポーツ振興の中で、指導者の過度なボランティア指導への没頭が問題視された¹⁹⁾。他方で、自己犠牲的な態度は、個々人の集団や公に対する盲目的な奉仕から来るのではなく、社会的文脈下での合理的選択の結果である、という捉え方も存在する²⁰⁾。すなわち、個人の行為は、全体(集団)にとってより良い結果を招くであろうという合理的な判断によるというものである。

インタビューでは、地域の交流の少ない避難所等では、精神的に余裕がなく、諍いを目の当たりにしたという回答も見られ、他者配慮の精神がい

かに重要となるかが指摘された。

<コミュニケーション>

物資や安否確認において、平時から持つコミュニケーション能力が発揮されたことは、全ての回答者が共通して認めた。特に、クラブのコミュニケーションツールとして使用するSNS(ライン等)を使った情報伝達がいかに役立ったかということが強調された。

以上に示した判断力や主体的な行動力、集団を率い協調する集団意識、他者や集団の利益を第一に考える他者配慮の精神、高いコミュニケーション能力は、いずれも災害時に必要な自助・共助に欠かせない要素である。ただし、これらの要素が防災教育のねらいの一つである「つながり」の素地となる一方で、災害そのものに対する「備え」や「知識」をカバーするものではない。インタビューにおいても、災害時に地域の先導役としての期待を受け、それに応えるためには事前の対策が必須であるとの認識が示された。このことから、次項では、スポーツコミュニティが備えるべき防災対策について検討を行う。

4. スポーツコミュニティの防災化に向けた検討

4.1 福岡市のスポーツコミュニティ

現行のスポーツコミュニティが防災コミュニティとして機能するには、災害に特化した「備え」・「つながり」・「知識」の習得およびそれらを習得する仕組みが必要となる。前項のインタビューは、プロスポーツチームを対象に実施したが、実際に町内会等の自治的コミュニティを母体に置きつつ、実働部隊として動くことを期待されるのは、地域に偏在するスポーツコミュニティである。

福岡市を例にみると、約2,000のスポーツコミュニティが市内に存在する(表3)。ここで、我々がスポーツ人口としてとりあげるのは、(公財)スポーツ安全協会による「スポーツ安全保険」への加入者のうち、災害時に支援者として活動する成人の推定スポーツ人口である。

福岡市の自治会・町内会約2,300^{viii)}に対し、スポーツコミュニティは約2,000団体存在し、

36,000人の団体を擁する。これらが、団体としてあるいは個人として各地域に偏在することを考えると、地域ごとの備えの促進および災害時の機動力の向上に一定の貢献が期待できる。

なお、会員制スポーツクラブは、個人で運動を行う目的で所属する人が多く、スポーツコミュニティの特徴である集団意識が低いと考えられる。しかし、個人単位でスポーツを行う人々を取り込むことは、災害時の実働部隊の母体数を増やすうえで欠かせない。なぜなら、2000年頃から、個人あるいは少人数で手軽にできる種目は増えつつも、スポーツへの参加自体は全体として低下傾向にあるためである²¹⁾。

表3 福岡市内のスポーツコミュニティ^(x)

団体区分	団体数	団体員数	加入概要
会員制スポーツクラブ	41	4,801	主にフィットネスクラブなどの運動施設に通う人が加入
官公庁の団体	17	560	組織の福利厚生の一環としてスポーツチームが組成され保険に加入
会社の団体	95	2,141	
地域スポーツクラブ	1,829	28,776	大人が中心に組成されている地域のスポーツ団体
合計	1,982	36,278	

個人のスポーツ参加者を取り込むもう一つの理由に、防災への市民意識がある。福岡市民を対象とした「市政に関する意識調査（2017年度）」によると、地域の自主防災組織の活動に「参加したことがある」と答えた人14.7%に対し、校区の防災訓練に「今後参加したい」と答えた人は59.9%存在する。市民の防災意識は高く、訓練に参加したいと考える市民は一定の割合でいるものの、実際の参加率が低い現状がうかがえる。これは、冒頭で示した自治会活動そのものへの参加者が少ないこと、および防災訓練を地域行事として位置付ける自治会が少ないことの両方が影響していると考えられる。個人でスポーツを行う人々にアプローチすることは、上記のような潜在的な防災人口（災害時に支援側に回ろうとする人々）の取り込みという意味を持つのである。

4.2 防災スポーツコミュニティの仕組みの検討

これまでの考察において、スポーツコミュニ

ティが防災に対し高いポテンシャルを有することが確認されつつも、災害時に対応できる「備え」と「知識」の強化が必要であることもわかった。そこで、以下の防災活動を通じて、スポーツコミュニティに新たな役割や能力を付加することを提案する。

- 1) 防災スキル・知識の習得
- 2) 地域の備え・施設等の日常的なメンテナンス
- 3) 防災ネットワークの構築

まず、1) について、従来の防災訓練としては、消火器具の使い方や応急手当の方法等の訓練が実施されていたが、新たな取り組みとして、より実態に即した救出・救助活動訓練、時系列的展開訓練、発災対応型訓練などが展開されるようになってきた^{22) p22)}。

また、行政主導の防災の取り組みが広い層に浸透しづらい状況を見直すため、魅力ある形で防災活動を行うことが求められている。そこで、参考となるのが、HUGと呼ばれる避難所運営ゲーム（Hinanzo Unei Game）やクロスロード（災害対応カードゲーム教材）といった防災教育を“楽しく”実施するツールや、「BOU.LEAGUE」や「BOUSAI 競技大会」³⁾といったスポーツ防災活動である。

スポーツコミュニティでは、通常のスポーツ活動の一環として、楽しみながら参加できる防災訓練の形が実践されうる。一例として、異なるスポーツコミュニティ間で異種競技対抗型の防災競技大会を開催するなどが考えられる。なお、こうした防災イベントをきっかけに、スポーツコミュニティと地域コミュニティの交流を促すことが可能である。

2) 地域の備えでは、スポーツコミュニティの利点が活かされる。各種スポーツで利用する施設、例えば運動競技場や公民館、体育館は、災害時には避難場所として利用される。スポーツコミュニティは、こうした施設を普段から利用し、施設の老朽化や設備の不具合等について把握している。このため、通常使う設備や用具に加え、防災設備のチェック項目を把握することで、日常的に防災活動に参加することになる。また、防災活動の母体である自治会等と連携し、地域の避難場所や備蓄

場所、食料や資機材等の備蓄品の所在についても把握しておくことが期待される。

- 3) 防災ネットワークの構築では、1) の防災訓練を通じて、他のスポーツコミュニティとのネットワークを構築できるほか、インタビュー調査でも明らかになったとおり、SNS等を活用した防災情報ネットワークを構築することが重要である。平時においては、スポーツ交流という名目でネットワークを活用し、災害時には物資の流通や安否確認に活用される。

改めて我々の提案を整理すると、本研究でいう防災コミュニティとは、防災に特化したコミュニティの新たな立ち上げではない。スポーツコミュニティに防災コミュニティとしての顔を持たせるという試みである。平時においては共通の関心であるスポーツを楽しむ、体力向上や仲間との意思の疎通を図り、活動の一環として防災の「知識」やスキルを身に付けるとともに、地域に「備え」を促す。非常時においてはスポーツコミュニティで培われた「つながり」を活かし、主体的に行動する。この二面性が活動継続のカギとなる。

ここでの提案を具現化する上で、誰がどのような役割を担うかについての検討は今後の課題となる。ただし、スポーツコミュニティによる防災活動を企画し実行する仲介者や支援者としての企業、そして、こうした活動を地域の自治活動と位置付け、自治会等とリンクさせる役割として行政の協力は欠かせない。こうした活動を後押しする新たな取り組みが福岡市ではすでに始まっている。2017年、市民・企業・NPO・行政など多様な主体による“共創”の拠点として、「防災共創プラットフォーム」が設立された。そこでは、有事の際の速やかな連携を促す平時からの関係づくりが強調され、防災に関する新たな仕組みや製品の創出が目指される。また、地域との横のつながりに加え、同プラットフォームが核とする、企業や行政、他団体との縦のつながりを形成することは防災力向上に必須であり、スポーツコミュニティがそうした縦横のネットワークの要となることも考えられる。こうした流れに、本稿での提案を融合させていくことは、より広い層に災害の備えを促す上で有効な試みと言える。

5. まとめ

本稿では、スポーツコミュニティの持つ特性が災害時に力を発揮すること、また、日頃の活動の一環として防災力を付加することにより、スポーツコミュニティが防災コミュニティとして活躍できる可能性を示した。

神戸市にあるみなとのもり公園（神戸震災復興記念公園）は、阪神淡路大震災の経験から、公園の設備に多様な防災機能を持たせている。公園のベンチは炊き出し時にかまどの役割を果たし、芝生広場下の地下貯水槽は、普段は芝生への散水に利用され、災害時は生活用水として利用される。このように、平時と災害時の両方に対応できる機能を保持するということは、これまでの震災経験から我々が既に学んできたことなのである。これを防災人材にも応用する上で、スポーツコミュニティは最も適当な位置にあると考えられる。

6. 文献

1. 西日本新聞. “直下型”地震「いつでも起き得る」指揮者が指摘、震度7の予想も エネルギー蓄積された九州の警固断層帯. 西日本新聞朝刊. June 19, 2018.
2. 布施匡章. ソーシャル・キャピタルが防災活動に与える影響に関する分析-震災関連3都市住民アンケートを用いて-. 行動経済学. 2015;8:114-117. doi:10.11167/jbef.8.114
3. 河田恵昭. 大都市の地震災害による人的被害に関する研究. 土木学会関西支部年次学術講演会講演概要. 1996:IV-66.
4. 内閣府. 平成30年版防災白書.; 2018. http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/H30_dai1bu1.pdf.
5. 後藤一蔵. 町内会と消防団. In: 吉原直樹, ed. 防災コミュニティの基層?: 東北6都市の町内会分析. 御茶の水書房; 2011.
6. 鐘江正剛, 外井哲志, 梶田佳孝. 福岡市の震災施策の促進に関する一考察: リスク情報の公表・充実を起点とした施策展開. 都市政策研究. 2013;(14):27-37.
7. 総務省統計局. 統計からみた我が国のスポーツ - 「体育の日」にちなんで - ; 2017.
8. 吉原直樹. 防災の社会学?: 防災コミュニティの社会設計に向けて. Vol 1. 第2版. 東信堂; 2012.
9. 鈴木榮太郎. 都市社会学原理. 未来社; 1969.

10. 伊藤恵造, 松村和則. コミュニティ・スポーツ論の再構成. 体育学研究. 2009;54(1):77-88. doi:10.5432/jjpehss.a540109
11. Putnam RD, 河田潤一. 哲学する民主主義?: 伝統と改革の市民的構造. NTT出版; 2001.
12. Aldrich DP. Social, Not Physical, Infrastructure: The Critical Role of Civil Society in Disaster Recovery. 2011:1-41.
13. 石橋絵美, 糸井川栄一, 熊谷良雄, 梅本通孝. 地域の潜在的復興力とソーシャル・キャピタルの関連分析. 地域安全学会論文集. 2009;11:309-318.
14. 藤見俊夫, 柿本竜治, 山田文彦. ソーシャル・キャピタルが防災意識に及ぼす影響の実証分析. 自然災害科学. 2011;29(4):487-499.
15. 森川貞夫. スポーツにおける「新しい公共」--子どものスポーツを支えるのは誰か? (特集 スポーツにおける「新しい公共」). スポーツ社会学研究. 2011;19(2):19-32.
16. 松原悟. 地域スポーツの課題. 地域構想学研究教育報告. 2011;(1):71-72.
17. 室矢法文. スポーツクラブによる地域コミュニティ形成の一考察. 北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル. 2007;13:283-312.
18. 川口智久. スポーツとアメリカ化運動?: 新体育論の登場. 一橋論叢. 1991;105(4):551-560.
19. 松尾哲矢, 多々納秀雄, 大谷善博, 山本教人. ボランティア・スポーツ指導者のドロップアウトに関する社会学的研究?: 指導への過度没頭と生活支障の関連及びその規定要因について. 体育学研究. 1994;39(3):163-175. doi:10.5432/jjpehss.KJ00003392027
20. 鬼丸正明. 「ソーシャル・キャピタル」?: スポーツ論への可能性. 一橋大学スポーツ研究. 2007;26:33-40. doi:info:doi/10.15057/15167
21. 中央教育審議会. 子どもの体力向上のための総合的な方策について.; 2002.
22. 三船康道. 減災と市民ネットワーク?: 安全・安心まちづくりのヒューマンウェア. 学芸出版社; 2012.
- i 福岡市「平成26年度自治協議会・自治会等アンケート報告書 (2015年3月)」 <http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/27320/1/dai2syoun.pdf>
- 横浜市「自治会町内会実態調査・自治会町内会加入状況」 <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/tyosa/pdf/kanyuritsuh29.pdf>
- 札幌市「町内会・自治会の加入状況」 <http://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/document/s/20180101tyounaikaikanyuuritu.pdf>
- 仙台市「仙台市町内会等実態調査報告書 (平成27年2月)」 https://www.city.sendai.jp/machizukuri-kakuka/kurashi/manabu/chiikikatsudo/chiiki/documents/tyounaikai_saishuuhoukokusho_2.pdf
- ii 福岡市 (2017) 数字でわかる福岡市のいま
- iii 亀山ら (2012) による東日本大震災からの復興の過程におけるスポーツの役割に関する研究, 橋本 (2017) による防災を呼び掛けるスポーツイベントにおける意識調査, 松原 (2011) による震災・防災とスポーツに関する報告等
- iv 三つのねらい: 「災害時における危険を認識し, 日常的な備えを行うとともに, 状況に応じて, 的確な判断の下に, 自らの安全を確保するための行動ができるようにする」, 「災害発生時及び事後に, 進んで他の人々や集団, 地域の安全に役立つことができるようにする」, 「自然災害の発生メカニズムをはじめとして, 地域の自然環境, 災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする」
- v 10歳以上人口に占める過去1年間に観覧行動を行った人の割合 (%)
- vi 活動拠点において被災した経験を持つプロサッカーチームの関係者へのインタビュー: 選手2名 (2018年8月1日)・(2018年8月4日), 強化部スタッフ1名 (2018年8月1日), コーチ1名 (2018年8月5日) 実施
- vii アイデンティティとは, 一般に自己を確立する要素として認識され, 地域コミュニティなど特定の人々の間で共有する価値観や概念を意味し, 共属意識を支える要素と捉えられる。
- viii 福岡市 (2017) 数字でわかる福岡市のいま
- ix (公財) スポーツ安全協会「2017年度傷害保険加入状況累計 (市区町村別団体口分別)」
- x 阪神淡路大震災の経験を踏まえ立ち上げられた特定非営利活動法人プラス・アーツによるスポーツ×防災活動

【論文アワード2018／優秀賞】 沖縄と台湾の経済交流活性化に向けて ～台湾・沖縄フォーラム活動報告～

一般財団法人 南西地域産業活性化センター 調査第2部研究員 與那覇 徹也

【要 旨】

一般財団法人南西地域産業活性化センターは、平成12年から現在まで台湾のシンクタンクと連携協定を締結し、両地域の経済開発、学術研究を始めとする経済交流を図っている。取り組みの一環として、年に1回程度、沖縄と台湾の地で交互に開催する「台湾・沖縄フォーラム」では、両地域の経済・学術・行政関係者同士の信頼関係の醸成を図るとともに、実際のビジネス連携を実現するなど成果を上げている。本稿では、「台湾・沖縄フォーラム」の活動や実績報告を通じて、台湾との密接な連携を通じた地域活性化の有用性を示した。

1. はじめに

沖縄はかつて、アジアを結ぶ貿易・交流の架け橋「万国津梁」の琉球王国として栄えていた。現在は、那覇から1,500km圏内にあるソウル、上海、マニラなどのアジアの主要都市には飛行機で4時間以内に行くことができ、台湾にいたっては約1時間半で到着する。大阪や東京に行くよりもアジアが近い、この地理的優位性を活かすことが沖縄の今後の地域活性に不可欠だと考えられる。また、中国や東南アジア諸国等との交易・交流を通じて多くの文化を吸収・調和してきたことから、アジア諸国との歴史的・文化的親和性を併せ持っている。特に台湾においては、自然環境や歴史・文化に共通点が多く、また、戦前、日本の一部であったことから盛んに行き来が行われ、移民や交流の多かった地域である。

現在、沖縄県では成長著しいアジア経済の活力を取り込み、自立型経済を発展させていくことを目的に、今後の沖縄とアジア地域の経済交流、産業振興に向けた指針となる「沖縄県アジア経済戦略構想」を策定している。本構想では、「Ⅰアジアをつなぐ、国際競争力ある物流拠点の形成」「Ⅱ世界水準の観光リゾート地の実現」「Ⅲ航空関連産業クラスターの形成」、「Ⅳアジア有数の国際情報通信拠点“スマートハブ”の形成」、「Ⅴ沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進」の5つを重点戦略として掲げ、地域力、文化力、人間力、自然力など、沖縄の持つソフト

パワーを生かした取り組みを進めているところである¹⁾。また、九州・沖縄地方産業競争力協議会沖縄分科会²⁾では、『沖縄をヒト・モノ・カネ・情報の交易・交流拠点となる「アジアゲートウェイ」へと発展させること』を基本コンセプトとして、沖縄が持つポテンシャル（「地の利」、「知の基盤」、「地域資源」）を最大限に活かし、沖縄が日本と東アジアのゲートウェイとなり相互の発展と変革に寄与することを目指し、重点戦略産業及び戦略的取組を平成26年3月に取りまとめている。

アジア全体のGDPは2013年には22兆ドルであるが、アジア開発銀行の予測によると2050年には174兆ドル、世界全体のGDPに占める割合が52%になると示されており、アジアの世紀が到来すると言われている。一方、沖縄の主要産業である観光については、200万人を突破した外国人観光客の8割以上がアジアからの観光客となっている。アジア経済のダイナミズムを肌で感じるようになるにつれ、沖縄が今後、アジアの公益・交流拠点「アジアゲートウェイ」として地方創生することの期待も高まりつつある。このような状況下において、一般財団法人南西地域産業活性化セン

1) 沖縄県（2016）「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画」より。

2) 「日本再興戦略」及び「成長戦略の当面の実行方針」に基づき設置された協議会分科会。※九州・沖縄地方産業競争力協議会沖縄分科会（2017）「沖縄成長産業戦略～アジアゲートウェイとして発展～（九州・沖縄地方産業競争力協議会沖縄分科会報告書）」より。



写真 第16回台湾・沖縄フォーラムの開催風景

ター（以下、NIAC）では、「アジアゲートウェイ」による地方創生をより効果的に推し進める上で、台湾を重要なビジネスパートナーとして認識し、積極的に交流を図っているところである。

2. 台湾・沖縄フォーラムの経緯と実績

NIACでは2000年8月に、台湾最大の民間シンクタンクである台湾経済研究院（以下、TIER）と、学術提携覚書を調印し、共同で沖縄・台湾両地域の経済発展及び交流を促進し、積極的に両地域にまたがる研究計画を立て、両地域の経済貿易を推進することに同意した。発端は、1999年11月に開催された「台湾からの直接投資による沖縄経済の活性化を目指して」と題するシンポジウムにおいて、当時の台湾行政院経済建設委員会主任委員であった江丙坤（こうへいこん）大臣（現TIER会長）が、観光事業や自由貿易地区など七つの分野に亘る台湾の対沖縄投資可能事業を提案されたことに由る。これらの提案を基に、お互いの地域経済の発展と沖縄・台湾両地域の協同利益追求、確保に寄与することとし、両地域のシンクタンクであるNIACとTIERが協力体制を構築するに至っている。

両シンクタンクが交わした覚書では、定期的且つ恒久的な『台湾・沖縄フォーラム』の開催を主な取り組みとして位置づけている。同フォーラムは、台湾と沖縄の地において年に1回程度、交互に開催し、両地域の産官学連携を図り、双方の学識経験者、研究者及び経済関係者の交流を促進している。2000年から始まり、今年（2018年）には第17回目の開催を予定している。エネルギーや防災、観光やITなど、その時代にあっ

たテーマ設定を提案し合い、両地域の動向や課題などの情報収集や意見交換を行うとともに、共同研究や事業者連携の成果報告を続けている。過去には、スギの稚魚を台湾より輸入し、さらに台湾の養殖設備と技術を導入する高級魚養殖事業の共同実施や、石垣市と花蓮県を繋ぐチャーターフライトの実現などを行った。最近の取り組みでは、KDDI株式会社、沖縄セルラー株式会社、そして台湾の大手通信キャリアである中華電信股份有限公司の3者による事業連携を支援し、沖縄でのNFC³⁾の実証実験を行うに至った。また、これらの成果だけでなく、フォーラムでは多くの人的交流が図られている。沖縄県からは、沖縄県知事をはじめ、沖縄経済界や大学関係者などが多く参加しており、台湾からはTIER院長をはじめ、台湾政府関係者や台湾経済界のトップ団体である中華民国三三企業交流会（略称：三三會）、大学関係者などが参加している。これまでの参加者は、延べ1,000人以上となっており、時には80人以上の団体として台湾の現地視察を行った年もあり、毎回、両地域の情報共有や意見交換が活発に行われている。

また、台湾・沖縄フォーラムの開催によって形成してきたネットワークを活かし、2016年には台湾との新たな協力体制を構築した。近年ますます重要視される沖縄のものづくり産業の振興を図るべく、沖縄県の工業の育成と発展を図る沖縄県工

3) NFC (Near Field Communication) は非接触 IC カードインタフェースの規格。2003年12月に NFC IP-1が ISO/IEC 18092として、2005年1月には拡張規格である NFC IP-2が ISO/IEC 21481として国際標準規格に制定。
※KDDI 株式会社（2011）「モバイル NFC の市場動向と KDDI の取り組み」（『第13回台湾沖縄フォーラム』講演資料）より。



写真 沖縄・台湾産業貿易ビジネス対話の実施風景

業連合会と、台湾の経済団体である台日商務交流協進会（以下、TJABC）⁴⁾をマッチングさせ、さらにNIACとTIERが支援する形で4者の覚書を2016年6月に交わした。ものづくり系等の産業分野における産業・貿易ビジネス交流を促進させることにより、両地域の経済発展に寄与することを目的に交わした協定であり、同年、台湾において商談会「沖縄・台湾産業貿易ビジネス対話」を実現した。沖縄からものづくり系等の企業10社を派遣し、約44件の商談が行われた。本商談会に参加した株式会社佐喜眞義肢はその後、台湾企業2社と代理店契約を交わし、台湾での事業展開を開始している。また、株式会社スマートエナジー沖縄は、本商談会をきっかけに、その後、県内関係企業10社が連携して事業を行う沖縄スマートアイランドプロジェクトを組織し、台南市の沙崙グリーンエナジープロジェクト事務局や現地大学、企業との連携協定を4件締結している。このような成果を踏まえ、より沖縄・台湾間のビジネス交流を促進させるべく、引き続き両地域における商談会や交流機会の創出に取り組んでいる。

3. 沖台間の経済交流とこれからの地方創生

TJABCの顧問である鄭世松⁵⁾氏は、台湾の強みとして、①グローバルバリューチェーンの構築力、②日本との高い親和性、③人的ネットワークと交渉力、④一定の技術力とスピーディー且つ安

価な大量生産体制、⑤現地ニーズに合わせた製品やサービスのカスタマイズ力、⑥中国における豊富な事業展開実績の6つを挙げている⁶⁾。台湾企業は、日本・中国・欧米を結ぶグローバルバリューチェーンを構築し、自社の足りない部分を他国で補うという考えを有しており、特に中国や東南アジアなどに対しては、華人経済圏の人的ネットワークを活かした高い交渉力から豊富な事業展開実績を持っている。実際に、過去の先行研究では、日台合弁で中国に設立された中国現法の生存率は、日本企業の中国現法の生存率と比べて高いとの結果が得られている⁷⁾。次に、日本との親和性については、公益財団法人日本台湾交流協会の調査によれば、台湾人1,009人のうち約80%が日本に親しみを感じると回答しており、さらに、今後台湾が最も親しくすべき国（地域）についても、日本が首位となっている⁸⁾。特に沖縄については先に述べたように、その歴史的・文化的背景から親和性がより高いと考えられる。また、台湾が強固な製造産業基盤を有していることは、世界的にも明らかである。製造業の世界的な競争力は第6位となっており、特に、IT産業については、ウエハOEMは世界市場で第1位、ネットワーク産業は第3位、IC設計産業も第5位に入る。そのため、これらの産業は国際的大手メーカーと良い

4) 台湾と日本の経済・貿易関係を強化し、台湾の対日貿易赤字を改善するために、双方政府の支持の下、1992年に設立された団体。

5) 三三会顧問、台日商務交流協進会顧問、中国信託商業銀行顧問を務める。平成25年春の叙勲により旭日中授章を受章。

6) 鄭世松（2016）「沖縄と台湾ものづくり連携への期待」（台湾・沖縄ものづくり連携記念シンポジウム講演資料）より。

7) 伊藤信悟（2007）「台湾経済をどう見るか～台湾の戦略的活用の観点から～」『環日本海経済ジャーナル第76号』（公益財団法人富山県新世紀産業機構アジア経済交流センター）より。

8) 公益財団法人交流協会（2016）「2015年度第5回対日世論調査」より。

	開催年	テーマ	開催地	参加総数
第1回	2000年	●沖縄：ゼロエミッション・アイランド沖縄を目指して～古紙リサイクルボードの事業化について～ ●台湾：燃料電池産業の発展	台北市	49
第2回	2001年	●沖縄：高級ヒーリング・ロングステイ施設導入実現化に向けて 日本における海洋深層水の研究動向と利用 ●台湾：燃料電池オートバイ普及に向けて スギ、マツダイ、ハタ等高級魚養殖共同事業	那覇市	135
第3回	2002年	●沖縄：循環型リサイクル社会の構築 ●台湾：台湾電力風力発電の現状と展望 グリーンアイランド構想	台北市	56
第4回	2003年	●沖縄：沖縄型スローフード推進運動のあり方 海外観光客誘致戦略 ●台湾：SARS以後の台湾企業による海外投資の新しい動き グリーンアイランドにおける海洋生態系保護及び観光の持続的発展に向けて	那覇市	90
第5回	2004年	●沖縄：台湾から沖縄への投資に関する展望と提案 情報集積と発信の基地を目指して～沖縄におけるインターネット・データセンター事業～ ●台湾：台湾・沖縄の共同による観光開発と促進	花蓮市	80
第6回	2005年	●沖縄：石垣観光事業の現状と課題 石垣～花蓮のチャーターフライトの推進について ●台湾：花蓮観光事業の現状と課題 ■パネルディスカッション	石垣市	115
第7回	2006年	●沖縄：沖縄～台湾間観光の発展に向けて 石垣観光の紹介 ●台湾：台湾～沖縄間観光関連商品の合作発展	石垣市	78
第8回	2007年	●沖縄：沖縄県への投資について 石垣観光の紹介 ■パネルディスカッション	台北市	37
第9回	2008年	●台湾：The Okinawa Winter Rainfall Center and the EAMEX Winter Rainfall Experiment ： East Asian Winter Cold Surge ●沖縄：新しい海洋温度差発電技術による沖縄・台湾の共創的持続的発展の構築に向けて ●台湾：サンゴ礁観測自律型海中ロボットの開発について ■パネル・ディスカッション	那覇市	42
第10回	2009年	●台湾：台湾の自然災害防災救援方法 自然災害予防の科学技術応用 ●沖縄：沖縄における災害時の対応と予防策 地震被害の軽減化を目指して ■パネル・ディスカッション	台北市	55
第11回	2010年	●沖縄：沖縄～那覇空港利用によるアジアの活力導入の勧め ●台湾：沖縄と台湾は如何に提携して中国市場に進出するか ■パネル・ディスカッション	那覇市	59
第12回	2011年	●沖縄：沖縄県における東日本大震災への対応について ●台湾：台湾における水害の早期警戒体制及びその対応について ～台湾・沖縄は今後どのような協力ができるか～ ●台湾：台風、津波等の大災害に対し、台湾・沖縄はいかに産業連携を強化していくか ●沖縄：東日本大震災後の沖縄観光及び経済への影響	台北市	55
第13回	2012年	●沖縄：沖縄県における情報通信産業施策と今後の展開方策 ●台湾：台湾における NFC 産業の展望と課題について ●沖縄：モバイル NFC の市場動向と KDDI の取組み ●台湾：台湾におけるクラウドサービスの発展現状と課題について ■パネル・ディスカッション	那覇市	66
第14回	2013年	■座談会：台日 NFC モバイルペイメント実証実験に関する座談会 ●台湾：台湾の自由経済モデル区について ●沖縄：沖縄県の国際物流ハブについて	台北市	72
第15回	2014年	●沖縄：沖縄観光の現状と課題 ●台湾：台湾のスマート観光におけるモバイル端末の利活用と展望 ■パネル・ディスカッション	那覇市	79
第16回	2015年	●台湾：台湾におけるインダストリー4.0の推進現状について ●沖縄：沖縄・台湾産業交流の推進に向けて ■パネル・ディスカッション	台北市	104

表1 台湾・沖縄フォーラムの開催実績

※ NIAC作成

連携関係にあり、国際競争力を持っている⁹⁾。島嶼地域であるが故に市場規模が小さく製造産業基盤が脆弱な沖縄にとっては、台湾における OEM 生産等のビジネスモデルも有用だと考えられる。

一方、沖縄の強みについては、①ジャパンプランド（高い信頼性と世界での知名度）、②オン

リーワンの技術、③東アジアの中心である地理的優位性、④充実した研究教育機関、⑤沖縄県内経済特区の活用が挙げられる。ジャパンプランドについては、高品質・高信頼性が世界から評価されており、台湾においても同様にその魅力が認識されている。日本企業と協力し、Made in Japanとして中国へ商品展開を行う台湾企業も既に現れており、付加価値の高いジャパンプランドの活用

9) 沈維正 (2015) 「わが国の生産力4.0政策の推進現況」(第16回台湾・沖縄フォーラム講演資料) より。

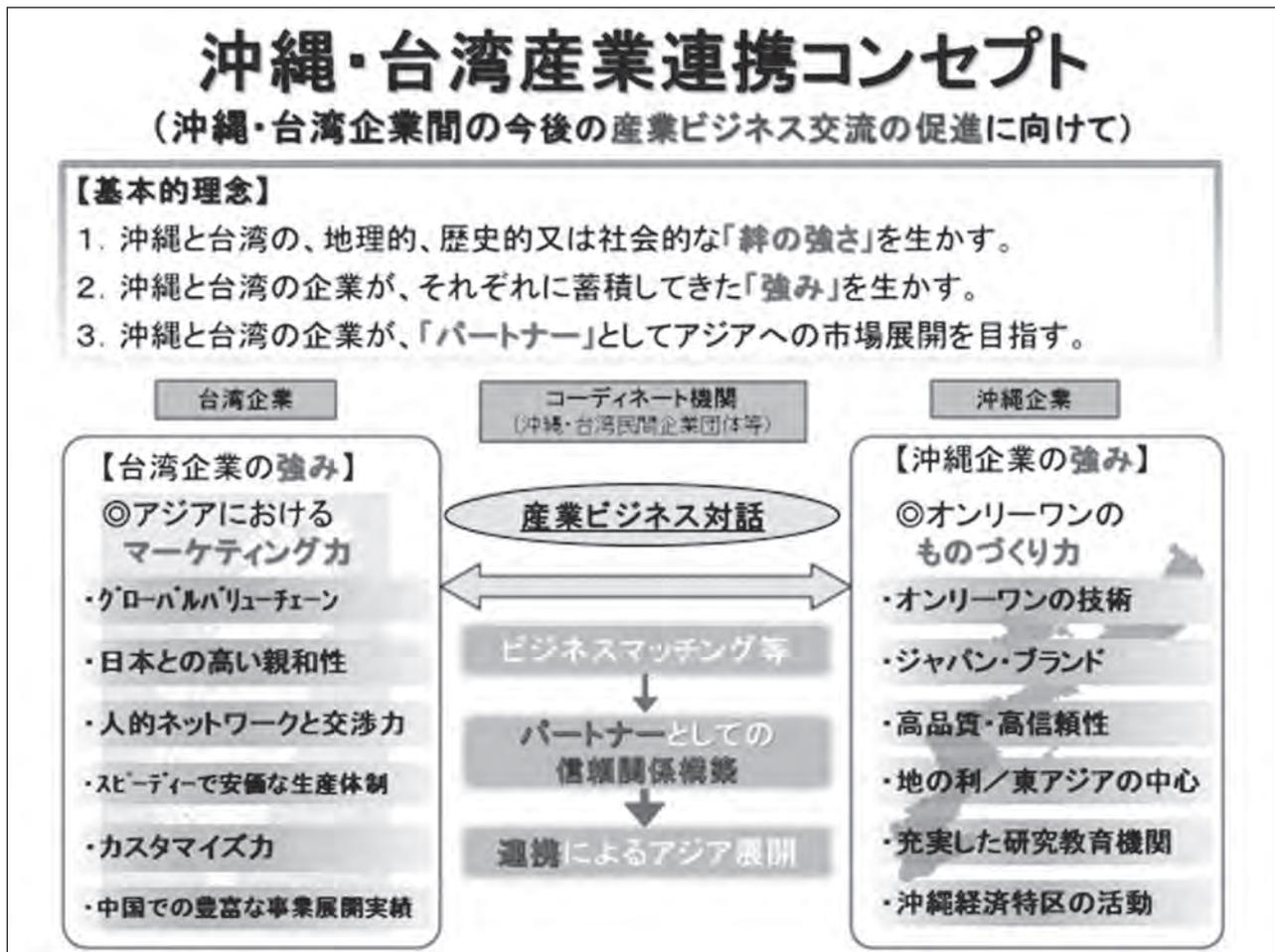


図1 沖縄・台湾産業連携コンセプト

※内閣府沖縄総合事務局経済産業部（2015）「沖縄・台湾産業交流の推進に向けて」（第16回台湾・沖縄フォーラム講演資料）及び台日商務交流協会（2016）「沖縄と台湾ものづくり連携への期待」（台湾・沖縄ものづくり連携記念シンポジウム講演資料）を基に NIAC再編

は、台湾企業にとっても有効なビジネスモデルと考えられている。次に、沖縄はその島嶼性や特殊な気候性から独自の技術・オンリーワンの技術を発展させている。廃ガラスを人口軽石に再資源化する技術や、環境負荷の小さな高性能小型焼却炉、小型の海水淡水化装置など、亜熱帯気候の島嶼地域である沖縄で生まれた技術は、東南アジアなど同様の環境下にある地域のニーズと合致することから、実際に、海外に展開する企業も少なくない。また、沖縄の経済特区や研究教育機関などのビジネスを支える環境についても、鄭世松氏をはじめ台湾関係者からみても魅力的だということが、過去に開催した「台湾・沖縄フォーラム」において述べられている。沖縄では、沖縄振興特別措置法に基づき、県内の一定地域を対象とした、他県にはない高率の所得控除制度をはじめとした

各種の優遇税制が措置されている。また、国際的に卓越した科学技術に関する教育及び研究を実施する沖縄科学技術大学院大学や、熱帯島嶼地域における研究や人材育成を続け2020年には開学70周年を迎える琉球大学など、県内研究教育機関との研究や事業化等の連携も期待される。加えて、TJABC 会長の江丙坤氏は、日本との経済連携協定締結国への輸出が有利になる点も、沖縄との連携の大きなメリットだと述べている。

台湾において2016年5月に発足された蔡英文政権は、産業政策の柱として「五大イノベーション研究開発計画」を推進している。「グリーンエネルギーテクノロジー」、「スマート機械」、「アジアシリコンバレー計画」、「バイオ・医薬」、「国防産業」の5つの領域が重点育成領域に指定され、計画推進にあたり先進国などの連携強化を図る構

えである¹⁰⁾。また、馬英九前政権によって台湾が中国に接近し過ぎたとの認識の下、東南アジアやインドなど南アジアの新興国との経済関係を強化することで、台湾の主体性回復、国際社会でのプレゼンス向上を狙う「新南向政策」が進められている。「台湾・沖縄フォーラム」においては、これらの政策機会において、沖縄と台湾、両地域の強みを掛け合わせ相互発展していくことも、沖縄・台湾関係者の両者から提唱されている。台湾にとっては、イノベーションの促進に向けて、高品質・高信頼性のジャパンプランドやオンリーワン技術を活用できる。沖縄にとっては、販路拡大に向けて、台湾が持つ中国、東南アジアに対する高い交渉力を活用できる。このようなビジネスモデルが今後拡大していくことが期待されることから、沖縄が「アジアゲートウェイ」、「万国津梁」としての地方創生を目指すにあたり、台湾を重要なビジネスパートナーとして位置づけることが有用だと考えられる。

4. おわりに

人口が減少に転じた日本経済は、国内市場に依存していたのでは縮小を余儀なくされ、成長著しいアジアを始め海外に市場を求めて展開せざるを得ない状況にあり、もはや経済、社会の枠組みが「アジア規模」でなければ成り立たなくなっている。また、沖縄もいずれ到来する人口減少に対応せねばならず、アジアをはじめとする海外への展開・交流、ネットワークの構築等、アジアのダイナミズムの取り込み、沖縄の自立、発展につなげることが喫緊の課題となっている¹¹⁾。このような背景の下、最近では海外を視野に事業展開を始める県内企業も増え始めているが、未だ企業の多くはその必要性を感じつつも、海外展開に踏み込めない、どのように始めてよいか分からないという悩みを抱えている。そこでNIACによる台湾との経済交流は、そのような企業のスタートアップ（出発点）となることを目指し、取り組みを今後も継続していく予定である。海外現地の経済・文

化・風土に気軽に触れる機会を創出する。海外が身近なものであると感じさせることによりビジネス交流を促進し、両地域の経済発展に寄与することを期待している。特に親和性の高い台湾は、県内企業にとってより身近にある新たな市場として感じられるであろう。

《参考文献》

- KDDI株式会社 (2011) 「モバイルNFCの市場動向とKDDIの取組み」(『第13回台湾沖縄フォーラム』講演資料)
- 伊藤信悟 (2007) 「台湾経済をどう見るか」～台湾の戦略的活用の観点から～『環日本海経済ジャーナル第76号』(公益財団法人 富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター)
- 沖縄県 (2015) 「沖縄県アジア経済戦略構想【概要版】」
- 沖縄県 (2016) 「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画」
- 九州・沖縄地方産業競争力協議会沖縄分科会 (2017) 「沖縄成長産業戦略～アジアゲートウェイとして発展～(九州・沖縄地方産業競争力協議会沖縄分科会報告書)」
- 公益財団法人交流協会 (2016) 「2015年度第5回対日世論調査」
- 沈維正 (2015) 「わが国の生産力4.0政策の推進現況」(第16回台湾・沖縄フォーラム講演資料)
- 鄭世松 (2016) 「沖縄と台湾ものづくり連携への期待」(台湾・沖縄ものづくり連携記念シンポジウム講演資料)
- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部 (2015) 「沖縄・台湾産業交流の推進に向けて」(第16回台湾・沖縄フォーラム講演資料)
- みずほ総合研究所株式会社 (2016) 「台湾の政権交代と日台経済関係の行方」

10) みずほ総合研究所株式会社 (2016) 「台湾の政権交代と日台経済関係の行方」より。

11) 沖縄県 (2015) 「沖縄県アジア経済戦略構想【概要版】」より。

「第31回地方シンクタンクフォーラム in 倉敷」開催報告

「地域資源の過去・現在・未来～文化と町並み保全による地方創生」

日 時:平成30年11月30日(金) 13:00～17:00

場 所:倉敷国際ホテル「桜花の間」

後 援:内閣府、倉敷市、公益財団法人NIRA 総合研究開発機構
一般社団法人中国経済連合会

協 力:公益財団法人中国地域創造研究センター
一般財団法人岡山経済研究所

『第31回地方シンクタンクフォーラム』では、「地域資源の活用、町並み保全」をキーワードに、有識者、自治体関係者の皆様よりご講演、パネルディスカッションに登壇いただきました。

○来賓挨拶 倉敷市副市長 河田 育康 氏

○主催挨拶 地方シンクタンク協議会 代表幹事 金井 萬造

○情報提供 「地方創生の現状と課題～先進事例と今後の展開」

内閣府地方創生推進事務局

内閣審議官 中原 淳 氏

○総務大臣賞『論文アワード2018』表彰式

○基調講演 「風・土・水・人が紡ぐ物語」

公益財団法人大原美術館

理事長 大原あかね 氏

○パネルディスカッション

「資源継承の今とこれから」

(進 行)

公益財団法人中国地域創造研究センター

専務理事 増矢 学 氏

(パネリスト)

公益財団法人 大原美術館

理事長 大原あかね 氏

倉敷市教育委員会 生涯学習部 文化財保護課

主任 藤原 憲芳 氏

NPO 法人倉敷町家トラスト

代表理事 中村 泰典 氏

(コメンテーター)

一般財団法人岡山経済研究所

理事 難波 公司 氏

■視察見学会



翌日は倉敷町家トラストの中村様にご案内
いただきながら、実際に倉敷のまちづくりを視察
いたしました。

(大原美術館、倉敷美観地区、阿智神社他)



編集後記

江戸時代の庶民に税金はありませんでしたが、お上による公的なサービスもほぼなく、暮らしに必要なことは相互扶助、普請で賄ってきたと聞きます。衣食住だけでなくまちづくり全般自給自足的だったのですね。

明治以降は庶民にも税が課され、富国強兵と公的サービスが効率的に行われるようになりました。まちづくりは住民の手を離れ始め、公的セクターが担うようになります。戦前と戦後ではかなり様相が異なるようですが、ここでは省略させていただきます（謝）。

そして近年では、成熟化社会の進展を背景に、住民ニーズは高度化・多様化し、行政サービスによるカバーは限界に近づき、住民や民間がまちづくりに関わる機会が見られるようになりました。「まちづくりが住民に帰ってきた」というのは言い過ぎでしょうか。ただ、江戸時代以前は、自らの命を繋ぐため、必要に迫られてまちづくりに関わったといっても過言ではないと思いますが、現在は江戸の昔に比べると、住民の安全・安心のレベルは格段に良くなり、自分や家族の身を守るためにまちづくりに参画するという危機感は薄くなっていると思います。近年の大規模災害の惨状は記憶に新しいのですが、マスコミから伝わってくる被災者の声は「まさか自分が…」という声が多いという印象を受けます。いつ起こるか分からないリスクに対し、日常の暮らしの中で、常に緊張感を維持するのは困難なことでしょう。では、諦めるのか。それでは悲劇が繰り返されてしまいます。リスク対策だけではなく、日常的な協働が持続すれば、いざという時も安心です。それが理想とまちづくりに関わる皆さんの共通認識になっているのではないのでしょうか。

エリアマネジメントは中心市街地に限らず、まちづくり全般に効果があると思います。地域コミュニティにおいては小規模多機能自治が注目されています。今後、本格的な人口減少社会を迎える地方において、持続可能な地域経営を確立するためにエリアマネジメントは不可欠な仕組みだと思います。ただ、すぐに本格的な取組を行うのは困難です。限られた主体、少人数の住民で、小さな事からこつこつと、大きく育てていくことが肝要なのだと思います。

今回のご寄稿では、エリマネ団体設立までのご苦労とエリアマネジメントを推進する仕組みについてご示唆いただきました。ありがとうございます。巻頭言でお言葉をいただいたとおり、シンクタンクとしてエリアマネジメントの推進にお力添えできれば幸甚です。（智）

機関誌編集委員

編集委員長	(株) 地域計画建築研究所	公共マネジメント グループチーム長	田口 智弘
編集委員	(一社) システム科学研究所	主任研究員	酒井 大輔
	(公財) 中国地域創造研究センター	総合研究リーダー	小早川 隆
	(一財) 和歌山社会経済研究所	研究委員	谷 奈々
事務局	(一財) 関西情報センター	専務理事	田中 行男
		事業推進グループ	渡辺 智子
		事業推進グループ	松井 伸子

発行／2019年3月

発行人／地方シンクタンク協議会 金井 萬造

発行所／地方シンクタンク協議会

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-800号

一般財団法人 関西情報センター気付

TEL. 06-6346-2641

印刷所／(有) ダイヤ印刷